市民文教委員会資料
平成 28 年 1 月 14 日提出

自然環境保全対策審議会
会　議　録

（平成27年10月20日開催）

会　議　録

会議の名称	平成27年度　飯塚市自然環境保全対策審議会（第1回）
開催日時	平成27年10月20日（火）
開催場所	飯塚市役所本庁4階　第1委員会室
出席委員	馬奈木委員、瀧本委員、吉田委員、西谷委員
欠席委員	河濟委員、河委員
事務局職員	大草部長、大久保課長、福田課長補佐、一番ヶ瀬
オブザーバー	（都市建設部）鬼丸次長、白土土木管理課長
会議内容	１　開会 ２　議題 （１）白旗山メガソーラー事業計画の現況について 【事務局】 本日は急遽ですね、吉田委員が、３０分程度を遅れて出席ということで、連絡をまずいただいております。あわせまして、急遽ではございますが、河済委員及び河委員につきましては、どうしても都合がつかないということで、欠席の申し出があっております。 しかしながら、自然環境保全条例施行規則第１９条第２項の規定によります過半数の委員が出席されておりますので、本日の審議会が成立していることをご報告させていただきます。それでは議題に入りたいと思いますが、飯塚市自然環境保全条例施行規則第１９条第１項の規定により会長が議長となることとなっております。これより先は議長である馬奈木会長に議事の進行をお願いしたいと思います。 それでは、馬奈木会長よろしくお願いいたします。 【議長】 どうもおはようございます。すいません。遅れまして申し訳ございません。なんか道路が道路工事中とか片側通行とかございまして大変申し訳ございません。それでは早速でございますが、議題の一番でございますが、白旗山メガソーラー事業計画の現況ということで、まず、事務局のほうからご説明をいただきたいと思います。 【事務局】 はい。今ありました事務局の方からご説明をさせていただきたいと思います。すみませんが座って説明をさせていただきます。 前回の審議会の折に、若干触れておったかと思いますが、幸袋、二瀬の両地区にまたがっております白旗山におきまして、大規模な太陽光発電施

	設いわゆるメガソーラーの事業計画が動き始めました。まず、その現況ご説明させていただきます前に、本日事務局以外に当該事業に係る様々な技術的なことがあろうかと思われますので、関係する部署の職員今日は２名に出席をしていただいておりますので、まずはご紹介をいたします。皆様から向かって右側飯塚市都市建設部次長の鬼丸でございます。 【オブザーバー】 　鬼丸でございます。 【事務局】 　その隣になります、同じく都市建設部土木管理課課長の白土でございます。 【オブザーバー】 　白土でございます。 【事務局】 　技術のことについては専門ですので、また後ほど質疑いただければというふうに思っております。それでは、ご説明させていただきます。 　今回のメガソーラー事業につきましては、開発行為に係る森林の土地の面積が全体計画で１ヘクタールを超えることから、事業者はまず森林法の規定に基づき、県に対して、林地開発許可申請を行い、その許可を得なければなりません。これは皆様のお手元の資料の⑩で林地開発のフローをつけております。その許可については、県の方が決定をいたすこととなっております。 　続きまして、先ほど森林を開発する面積が１ヘクタール以上であるということから、飯塚市自然環境保全条例に基づき、市に対しても、届け出が必要となります。この届け出でにつきましては、当該条例の趣旨でもありますように、事業者と住民とが合意形成を図った上で適正に事業を行っていただくよう努めるという届け出でありますことから、先程の県の森林法に基づく許可、不許可というものではありません。このことを踏まえまして、今までの経過についてお話したいと思います。皆様のお手元にありますスケジュール表に基づいての経過説明をさせていただきます。 　まず、先月になりますが９月１４日、月曜日に事業者であります一条工務店より飯塚市自然環境保全条例に基づく届け出、資料の①の届け出が市にありました。 　また、当日、森林法に基づきですね、林地開発の申請が県に提出されております。それを受けまして、１０月１日の日に告示、これは資料の②で告示文書をつけておりますが、１日に告示を行い、あわせて１０月１日から１０月３０日までの３０日間閲覧に供しているところでございます。 　それに伴いまして、当該条例に基づき、１０月３日土曜日、２部構成でしたけども、一条工務店、事業者が住民説明会を開催しております。参考までに、条例上の説明会はこの１０月３日となっておりますが、１０月５日そして１０日の２日間も２部構成で、事業者側は説明会を開催しております。計６回の事業者は説明を開催しています。１０月３日の説明会、条

	例に伴う説明会については、所管課であります環境整備課職員も参加させていただいております。その際、一条工務店は説明会の参加者に対して、事業内容等がわかる資料については、配布がされておりませんでした。そして、会場の前方に設置されておりますスクリーンに映し出される平面図等の画像を用いての説明に終始したというところでございます。このことを受けまして、私どもいろいろ参加者の意見を聞いておりましたところ、参加者より、資料の配布がされていないことに対して、大雨による水害や土砂災害に対するその対応や対応策というのがどうなっているのかわからないというふうな意見を多数占めておりました。先程から言っておりますけど、資料不足というところが、大きな懸念であろうというふうに私ども思ったわけです。 　このような状況を踏まえまして、所管課としましては、今日も来ていただいている技術分野は特にそうですけど、関係部署と内部協議を重ねた次第であります。やはりその中で、住民の方々からの意見が多数でありました「水害」や「土砂災害」に対する対応策というのがどのようになっているのかがわかる資料の提出を求めるべきではないかという意見、それと同時に、私ども条例の趣旨でもありますけども、広く市民からの意見を募るためにも、追加で資料が必要ではないかという結論に至りまして、現在、当初１０月１日から告示している資料等の届け出に加えて、先ほども申しました水害、土砂災害の対応策が分かる追加資料について、１０月９日金曜日飯塚市長から事業者あてに、文書でこれは別紙④でありますけども、事業者に要求をしております。 　それにつきましては、１０月１３日火曜日事業者側からの回答として、追加資料これが別紙⑤になりますけども、市に提出されております。 　これに伴いまして、再度１０月１５日木曜日に再度告示をしまして、１０月１５日から１１月１３日までの３０日間閲覧に供し、１１月２８日までが皆様からの意見提出の期間という事で、スケジュールが若干後ろに延びたという形でございます。参考までに、昨日までに意見書が数件でておりますので、皆様の資料⑧ということで、お付けしております。 　先に申し上げましたように、本事業につきましては、事業者側は森林法の規定による林地開発許可が必要であります。その許可、不許可を審議するに当たりまして、県は森林法第１０条の２第６項の規定に基づき先程のフローにもありますが、市町村長の意見を聴取するということとなっております。 　このことからも、住民の方々からの意見はもとより、本審議会、先ほど部長の大草も述べましたけども、本審議会における委員の皆様方の貴重なご意見等を多数頂戴することで、今後、私どもが対応を図っていく上で活かしてまいりたいというふうに思っておりますのでどうぞ、皆様の忌憚のないご意見をよろしくお願いしたいと思います。簡単ではございますが、今回の事業概要の説明は以上でございます。

	【議長】 ありがとうございました。まだ追加がございますか。 【事務局】 規模の大きさでございますが、資料にも付けておりますけど、計画面積が３４ヘクタールでかなり大きゅうございます。開発しようとする森林、この絵が資料の⑤のこの土地利用計画図。この平面図これ見ていただければ、一番おわかりかとわかりやすいというふうに思います。これで見ると、先ほど申しましたように、開発する面積が全体が３４ヘクタールと、大きゅうございます。 ただ、その計画の中でも馬奈木先生はお詳しいと思うんですけど、あの林地開発上、森林を２５パーセント、残置森林を残すということになっておりますので、全部が裸になるという形ではないかというふうに思います。それとこれのブルーのですね、右上のほう見えますかね。Ａ調整池これ幸袋側ですね、右側が。左の方にＢ調整池いうふうにこれが相田側、二瀬側ですね、のほうに大きな調整池ができると紫色の四角い小さく書いてある部分、これが太陽光パネルというふうになっております。この部分でその資料のまた、調整池の大きさとかも、あの同じ⑤の中にいろいろあるんですけれども、見ていただきたいのが⑤の一番後ろの方に土砂、土砂災害資料の真ん中ぐらいになるかと思いますけど、この地図見ていただいたら分かると思いますが、黄色い部分と赤く塗ってある部分があるかと思います。幸袋側、中三あたりになるんですけど。それと相田の方で、その黄色とですね赤については県が指定します土砂災害警戒区域になります。今回の計画で若干計画する開発するところに触れています。 この部分については、事業者の方が、ハザードマップとかを指定します県の砂防課に、この計画について相談に行っております。県の砂防課のそのときの回答でございますが、今現在はまだ当然何も開発されてなく、この状態であれば、土砂災害警戒区域と指定がなってるのが現状でありますけども、この事業を開発することによって、この事業を行うことによって、土砂災害警戒区域が解除になる可能性というのは十分にございますという回答でした。 これは、なぜかといいますと、砂防課が言ったのは、たぶん今こうなってる危険区域のこういう傾斜がついているかなり傾斜がついてる、そこをですね、この事業の断面図とか、切り土、盛り土の断面図も付けてますけどその傾斜角度がやっぱ緩やかになると。いろいろな他の理由等もあるかと思いますけども、そういう事情でこの解除になるということは考えられるという砂防課は回答をしております。皆様もご存じかどうかはちょっとわかりかねますけども、１０月１日、県議会が行われた中で、飯塚市のこのメガソーラーに対して質問をされております。土砂災害とか、住民の方の不安とかそういうことがあるけどもどうなんだと。その時の小川知事の回答が、林地開発申請に基づく今審査を行っている段階であると、それにつきましては、いろいろな諸条件、特に、皆様の先ほどフローですかね。

	資料⑩のこのフロー中に、中段に４つの四角で囲ってある部分があります。災害の防止。それと水害の防止。それと水の確保。そして環境の保全。ここの大きな４項目についてですね、審議されるということで小川知事もおっしゃってました。 　何度も繰り返しになりますけども、市の条例はですね、先ほども申しましたように、このような事業が行われるということで、住民様に知っていただく、知っていただいた上で、いろんな意見をいただき、事業者と住民とが合意形成を図るということが趣旨でございます。この県の林発、林地開発の許可につきましては、ほんとに大きな決定といいますか。ということになろうかと思います。 　先ほども申しましたように、市町村長に意見が当然聴取されます。その意見の中で、どのように意見をする、行っていく、それを住民の意見も踏まえて、この審議会でも話し合われた内容を踏まえてですね、いろんなことで対応していきたいというのが今回の趣旨でございますので、簡単ではございますけど、そのような事業のなかで、かなり意見等があるかと思いますので、意見を出していただければ幸いでございます。 【議長】 　ありがとうございました。そういうことでご説明いただいたんですが、今のご説明で、何かご質問なりご意見ございますか。 【委員】 　まず質問があります。 【議長】 　ご質問、はいどうぞ。 【委員】 　質問といいますか、全くの素人で、どういう状況かわからん。まずその白旗山って言うんですか。場所もよくわからなくて、今九工大の上にパネルが見えてますよね、山肌にですね。あのものが見えてる状況とこれと比べるとどのくらいの規模が違うのかとか、そういう辺からまずちょっと、想像できないので、その辺を説明していただきたいと思います。 【事務局】 　はい、わかりました。まず、場所ですけども、一番わかりやすく言うと、今パネルが張ってありますよね。緑ケ丘、ご存知ですか。ハローデイとかからずっと上ってきたら、前あったナショナルがあったとこありますよね。あの高台に。あれの裏です。真裏。今パネルが見えている右奥と思ってもらっていただいていいです。右奥。今のパネルが見えているところは、全然違う業者さんがやられて、今まだ調整池というのを作っている段階です。全く今回の件と違います。規模的に 【事務局】 　私の方から。この位置図、１ページの３、４枚目にあります。これで若干ご説明いたします。赤いのが、今回の事業でございますが、ここのですね、ここのこの赤いここありますよね。この横に住宅団地があります。こ

	れがけやき台。これの上の方、この赤の尖がったところの右側あたり、ここら辺に今ソーラーがある。ですから、この横、細長くありますので、それからするとこの規模が大体お分かりいただけるかと。 【委員】 　この地図見たらですね、周りに、けやき台とかああいった団地がいっぱいありますね。だから団地の方は、非常に心配だと思うんですよ。私、前回の時に、このソーラーシステムするとのそういう規定っていうのがあるのかないかと聞いたことがありますね。例えば、私のところの長尾のところに森林を切ってソーラー作っている、大分の駅の上の方にも何かある。そこは別にそういう申請とか必要ないような発言やたんですけど、ひとつ聞きたいのが、ここは３０ヘクタールという非常に大きなソーラーシステム。その大きいのと小さいの、今、北古賀の上の方で結構牧場跡にソーラーができているんですけど、広さによって、そういう許可がいるのかどうか、申請がいるのかどうか、ひとつ聞きたいんですけど、それはどうなんですか。 【事務局】 　まず私どもの条例上、そういう事業面積、森林を伐採するとかですね、土砂の持ち出し、持ち込み等の事業面積が、1,000 ㎡以上の事業に関しては、私どもの条例の届け出が必要となってきます。それと県の林地開発許可につきましては、まず、先ほども言いましたように、事業面積が１ヘクタール以上のものについては、林地開発の許可申請が必要になってくるということになります。審議会については、１０ヘクタール。１０ヘクタール以上のものについては、県の審議会にかけなければならないというふうになっております。 【委員】 　長尾のところですね、今年の夏の台風の時に、大雨きて、開発途中やったですけど、調整池ができてなかったんですけど、そこから土砂なり濁った水が田んぼに入って、田んぼの農家がさっそく苦情を言うてこらっしゃったですよ。筑穂支所に言うて。そしたら本庁の方に言うときましょとか、そういう話です。だから、周りの人が非常に気にしている。何かあればすぐ飛んでくって感じ。 　先へ言ってありましたけど何か、資料配布わからないと。それで資料がほしいということで追加資料を出されたと、そして説明会にこれは出されたと思うんです。そこどうなんですか。 【事務局】 　この追加資料につきましては、今回条例上、私どもが出しなさい、と。また再告示します、と。この再提出いただいた追加資料またそこから始まってますので、これについての説明会は開催しなさいというふうに今言ってる状況です。今のところ日程の方を事業者が当然主催でやりますので、そこの調整を図っている段階です。決まってはないんですけども、今のところ１０月３１日と１１月９日の２回開催予定であるというふうには聞い

	ております。その資料の提出につきましては、今回私どもが請求しての提出になっておりますので、今住民さん方は見られてると思います。 【議長】 今のちょっと頭の整理をしておきたいんですが、今、県で林地開発許可の今審議中だよと、ですね。それから、今、私どもがこの審議会開いてるんだけど、飯塚市条例に基づいての手続きとが両方並行して進行中だとっていう整理ですよね。飯塚市の条例のスケジュールが先ほどご説明いただいた追加資料出していただいて、それから説明会が今のご説明あった日にちであるよと。その説明会があってそれから閲覧ですね。閲覧が行われているんで、住民の方の意見書提出が、この緑の線で１１月２８日までに、住民の方がこの市に対してっていうか、この事業に対する飯塚市の取り組みの中で意見書が出しなさいと、いうことになってるよと。いうのが１つですね。 それから、県の林地開発についての手続が進行中で、それに対しては住民が直接意見を言う機会はないですね。かわりに、かわりにといっていいか問題ですが、市町村長からの意見をいうことができる、手続上いうことになっていると。それで、今日のこの会議の意味は、市の条例による手続きの進行状況と、それからこの審議会として何らかの対応がいるのか、いらないのか、ありうるのか。という部分の話と、それからもう１つは、この飯塚市長が意見を言われる県の林地開発の制度の方で意見をいわれる、それに対してのこの審議会としての、ぜひ、こういうことを言ってもらいたいというような意見があるのかどうか。という整理でよろしゅうございますかね。 【事務局】 会長がおっしゃるとおりでございます。 【議長】 ということだというのを、ちょっと頭の整理としてしときますね。ということで、どうぞ。 【委員】 私は内住の産廃でね、後でいろいろあれこれ言って、そうじゃない。話違うでしょうがって。という話がありましたので。やっぱ最初にいろいろ聞いておかないと、それによって対応で、行動とか動きがありますので、それはちょっと気になるもんですから、今の流れを。ところが私はようわからないんで。 ただ、個別にそのいろんな問題がある。この問題はこういう問題はどうなのかっていうのが知っておく必要があるかなと。もし、仮にそこが聞かれたら、これはこういう判断ですよと言えるかなと思う。ただ、１つ聞こうと思ったのは、災害区域を開発することによって、その斜面が緩やかになるから解除になるとそりゃそうかも知れませんけど、ただそれをその地元の人に納得いくような説明されるとかそういうあるいはしたのか、されるのか。これすべきだと思う。でないと、災害地区で削ったから逆に災害

	になるのではないかって言われる人も、心配の方もおられるから、そういうのはどうなのかと思って聞きたかった。 【事務局】 まず、委員。おっしゃるとおりでございます。その部分が、１０月３日に説明会が私ども参加した説明会の中で当然資料も手元にない。当然口頭で説明したとしても、今委員おっしゃるとおりで、わからないと。現実問題どうなのかわからない。どう対応していくのかわからないと。という意見が多数でございましたので先程も言いましたように、追加資料出しなさいと。出していただいて、これに対する十分な説明責任を果たしなさいと、いうことで事業者に対し言ってるのが現状です。だから今委員がおっしゃった内容の部分については当然のことながら、事業者は説明責任があると思いますし、それを先程言いました日程で組まれてます。その中での説明はあると私どもは考えております。 【議長】 今の点なんですけど、説明の範囲ですね。これは、どの住民のどの範囲で周知徹底されてるんですかね。 【事務局】 事業者側が今回行う説明会の主催でございます。私どもが指導しているのは、事業者に対して、当然周辺の住民の方々はもとより、これは、周辺住民じゃなくても、参加というのはできますので、その辺の周知、広く周知徹底を図ってくださいという指導はしております。 【議長】 現実に今まで行われた部分、３回ですか。３回行われたってのはどの範囲くらいの方がわかられたんですかね。団地が多いという話なんだけど。 【事務局】 私ども参加した時にはですね、周辺の方として相田の方ですかね。相田、けやき台あとは大きく二瀬地区の方が３日の日は多かったというところですね。 【議長】 この団地の方にはどういう方法がとられたのか。 【事務局】 これは事業者が説明をするときには、１０日前までには当然回覧をする、チラシを配る、いろんな手法を使っていただいて周知していただくようになってますので、その辺は自治会長さんあたりにご相談をされてですね、回覧をしたというふうには聞いております。 【議長】 基本的には自治会ですね。団地では自治会は機能してるんですか。 【事務局】 この周辺のですか。そういうふうに認識しております。 【議長】 ということで質問があった問題点について、今度新しい追加資料から出

	されて説明会がもう１回あるというところで、住民の方がちゃんと対応されるかどうかという問題になりそうな気がしますが、こういうことを聞きしていいのかどうかですが、せっかく専門の方がおいでになってますが、追加資料である程度分かりますか。 【オブザーバー】 　都市建設部の鬼丸といいます。こちらに添付されております資料によりますと、説明の内容にはよるんですが、図面と説明で、例えば水の流れ等は理解できるということで私どもは考えております。また、数値的なものとなりますと、当然基準となる算式の中に当てはめられて、算出されておりますので、それについては、行政の方での精査は必要だと思います。ただ、とりあえずはこちらで添付されております資料で説明がなされれば、理解は可能であると、考えております。 【議長】 　今の点は検討は、おたくの方でもされるんですか。 【オブザーバー】 　林地開発の方で県を窓口にして、資料が提出がなされるということでございますので、そこでも、検討される、精査されるということですし、先程フローチャート、流れにも市町村の意見ということで、そういう確認項目がございますので、その中でも、飯塚市として内容を吟味して意見書として提出させていただくということになります。 【議長】 　当然飯塚市の検討が入るよということですね。 【オブザーバー】 　はい。 【議長】 　それは、すみません。スケジュールからいうと、いつごろになるんですか。 【事務局】 　そのスケジュールに関してはですね、県に確認をしております。今のとこ決まった日時ではないんですけれども、審議会の開催予定が一応１１月末を予定しておりますということでした。 【委員】 　私は幸袋に住んでおりますので昨日、おとといでしたかね、各戸にこのメガソーラーの説明会の案内書が配られました。各戸ですね。幸袋の方では、いつも最近自治会長の会議でもいつも論議されているようで結局、行ってもようわからんと、工務店の方の主催ですよね。市の方の主催ではなく。だから業者の方はある意味では、いいことばかり言うという事で、行ってもなんもならないという話を公民館の方でされていました。今言われましたように、市が、これに対してどういう姿勢を持ってあるかというのがやっぱ大きいかと思うんですよ。 　余りにもあの広大で今回の場合は、しかも森林を伐採した形でするので、

	うちの地域はいつもいつも水が出て困ってますが、やっぱそういう水害ですね、についても非常に心配をされていますし、私自身もしております。 　それで、こういう時代ですから、太陽光発電っていうのは、積極的にしてほしいという気持ちもありますけれども、あれだけの森林を伐採しながら何も影響がないということは考えられないわけですよ。雨のときの、この意見書のですね、１０月３日ですかね。あっていますが、その中であの９のところに意見書がたくさん出てますよね。どういうですね、すみません、質問が出たかちょっと簡単にですね、住民の方の二瀬地区であってますよね。 　その中で、どんなふうな住民のここに意見書が出てますが、全部が全部っていうわけにはいきませんけど、どういう不安が出たかをちょっと知らせていただいて、それに対してですね、雨は降っても大丈夫ですとあるいはもう絶対にここは崩れませんとかいう回答がたぶんあってるんじゃないかなと思うんですが、その先ですよね。もう決まれば終わりですので、じゃあ、そういうふうに非常に問題が噴出した場合ですね、中止というのがあり得るのかというところもちょっと教えていていただきたいなと思います。 【事務局】 　まず、１点目の二瀬地区の方で説明会があった時の意見というとこでございますけども、本当に多数でございました意見はですね、やっぱり先ほど委員もおっしゃったような水害ですよね。相田の方、相田川の方かな。建花寺川の方に大雨が降りますと、泥水っていいますか茶色い水も出てるし、これ以上開発が行われれば、今委員がおっしゃったような水害がですね、ひどくなるんじゃないかとか、土砂についてもそうです。開発すれば、土砂の方が土砂災害が起きるんじゃないかとか、例にとって出されていましたのが、広島の災害ですよね。とか鬼怒川の分ですかね。とかを例に出されてですね、そのような意見が多数を占めておりました。あと細かいとこでいうと、調整池に水がたまれば、何ていいますかね、ブトが発生するとかですね、山、森林を削ればイノシシが出てくるとか、いろいろなその細かい点はありますけども、大きなところで言えば、先ほどから申し繰り返しにはなりますけども、水害と土砂の問題ですね。そこは多数の意見を占めておったというところです。 　そのようにそのまま事業者がそれに対する説明をどのような対応をとりますということで、一定の説明をされてました。その説明の中でそういうふうな進め方をすれば、何ていいますか、例えば今委員がおっしゃったように、止めれるのかとかいう事に関してはですね、今日専門の弁護士の先生もおられますので、詳しくはちょっと聞いていただければ一番いいと思いますが、基本的に飯塚市の条例に基づく届け出に関しましては、当然許可とか、不許可とかいうことではございません。これは今日、委員が見えられていない時に説明いたしましたけども、私どもの条例は、事業者側とそこの住民さん、特に周辺住民の方々が合意のもと、形成合意のもと、そ

	の事業が行われるように努めるというものでございます。先ほどから何度も言っておりますが、福岡県の林地開発の申請に係る分は許可、不許可という形になっております。当然その事業者はその林地開発の許可を得ないことにはこの事業できませんので、そこにかかってくると私どもは思っております。 【委員】 　ということは県の裁量で決まる、と。 【事務局】 　私どもはそのように考えております。 【委員】 　県を動かすのは飯塚市長であり、行政の首長等の意見は反映できるということですね。 【事務局】 　動かすっていうよりも、当然その法に基づくその申請が出た時に、森林法に基づくですねその市長にはですね、意見を聴取しなければならないと聞かなければならないというふうに法的にあります。これは当然県の方が、市に聞いてきます。その時に様々な意見を述べるという機会はございます。 【議長】 　今の点、ちょっと私の方もさらに補足しますと、だから市長、飯塚市長が意見を言うわけですよね。そうすると、飯塚市長にきちんとした意見を言っていただく前提として、今のこの今度は飯塚市条例による説明会が行われてるわけですよね。で、その説明会の中で当然住民の方が問題点、疑問に思う点をきちんと質問する。その回答がきちんとした資料に基づいてまともな回答が行われているかどうか、というやりとりを住民の説明会の中でやって住民の皆さん方が意見書をお出しになる。飯塚市長はその意見書を十分参考にしながら、飯塚市長の意見にすると、言ってしまえば、そういう図式ですよ。 　問題は、その多い方がね、説明会の中できちんとした質問が出るのか、あるいは業者の方の説明に対してきちんと対応ができるのかという点について、まあ、ちょっと心もとないところがありますよね、と。私が今率直に申し上げたわけ。ある程度、市からの専門のご意見もいただけるんですかね、と、いうことで、いや、説明会に出席しますよという、先ほどのご意見もございましたので、よろしくお願いしますというのが私のさっきのやりとりなんですけどね。 　というあたりですみません、率直のところで後ろの⑩の資料が一番わかりやすいんですけども、問題になるのが真ん中の四角で囲んである４つの部分ですよね。災害の防止、水害の防止、水の確保、環境の保全と。そのうち一番ここで問題になりそうなのが、水害と災害の防止ですよね、と。いう感じの、今お話があってるわけですね。さっきお聞きした感じで、土砂の流出、あるいは崩壊というこの災害の防止の方、これは傾斜を削って緩くする。それから、当然水害に対するその排水の問題とあいまって、こ

	れを防げるという考え方なんですか、業者の方は。 【オブザーバー】 　まず１点目です。土砂災害に関することです。これは通常、工事施工する際の基準というのがございまして、まず、泥の土質といいますけども、そういう部分についても、専門的な基準がございまして、それを基に施工していただくと。より安全度の高いものを作成していただくというのが基本でございます。 　２点目ですが、水害に関することにつきましても、基準というのがございまして、恐らく水害を防止するための、今ここにあります、調整池というのがございます、大きなため池をつくるということでございます。通常、現況のままの森林を、森を取り払ってパネルのような形ができています。ただ水の流れが以前よりも早くなるのではないかと。そのまま放置すれば早くなります。それをいかに止めるかということが計画の中でうたってあります。今まで以上により安全度の高い形で大きなため池を作って、基準となる雨をためると、そして徐々に下流の方に流していくという計画で、今行われております。それが全て基準に沿った形でやられておりまして、安全度を増すという形の計画になっております。 【議長】 　その具体的な計画がどうなってるのかなとこういうことなのですが、その土砂災害の方ですけどね。当然崩れる危険があるという２箇所、当然問題の箇所があるんだよと、現時点でですね。それが、先ほどご説明いただいたんだけど、改善されるのは、要するに削って傾斜を緩くする。今危険だと指摘されてる部分は解決つくんだよ、というふうに理解したんですが、ただ、土砂全体が流出するというのは、傾斜を緩くしたって、当然大雨なり、状況次第、条件次第では流れ出ることはあり得るんだろうというふうに思うんですが、そのハザードマップで出ている２箇所の部分だけではなくて全体的にですね、基本的にはどういう考え方で止めようという計画になってるんですか、これは。 【オブザーバー】 　この辺になりますと、かなり難しくなると思うんですが、例えば、こういうふうな図面がついてると思うんですよね、 【議長】 　はい。 【事務局】 　⑤の最後の方になるかと思います。 【オブザーバー】 　１５断面という形がございまして、１段黄色で着色してあります部分ですけどね、それが黄色の着色部分の上の黒い線が、今の現在の形でございます。それを下に、すっと１．８かな１対１．８という表示がしてあります。そのような形に成形して安全度を、すみません、地面をきちっと成形して泥が流れないようにいたしますという形の計画が基準的な考えで書い

	てあります。 【議長】 　ようするに傾斜を緩くするということですね。 【オブザーバー】 　はい。あとですね、この地形全体を見渡して、さあどうするというのはですね、こういうふうな形で泥を切るところ、盛るところを施工する中で、より安全性の高いものをつくっていくという形で、これを全域にその考えで造成されることになると思います。この全域に対してその、そしたらそのどのような想定をもとに、何といいますか、土砂災害防止が想定されるかということになりますと、私どもも難しいところがあります。今先ほど言いましたあの断面のきちっとした成形とかいうのは基準に沿ってやっていただきますので、これで、安全は確保できますと、いうことでの説明になると思うんですね。 【議長】 　さらにその次の図で要するに土、盛り土部分で固めるよと。 【オブザーバー】 　盛り土部分に対しては、盛り土部分に対する基準の構造基準がございますので、その基準に沿って作成していただくという形になります。 【議長】 　あと、切った部分については要するに芝と草を植えるということですかね、ここに書いてあるのは。 【オブザーバー】 　はいそうです。泥のままでは当然流れますから、芝を張ったり、木を植えたりということで、ようは自然の状態に早く回復させるということでございます。 【委員】 　このラインの上の部分というのはないんですか。開発するより高い部分。山ですから開発するよりもまだ上の部分ではないんですか。下だけちゃんとしたって上が下がこう削り取られてるようなもんですから。 【オブザーバー】 　その辺はですね、地形を考えられてですね、影響する部分については手を入れるということになります。山のその山のふもとだけでなくて、それを扱うことによって影響する部分については、考えていただくということになります。 【委員】 　開発するところより上の部分に関しても 【オブザーバー】 　例えば何といいますか、全体で１０メートルありますと。５メートルしか扱いませんので、あとの５メートルはもう全く関係ないですよということでなくて、泥を扱うことによって、残りの部分に影響が出るのであれば、その部分まで手を入れていただくということになります。

	【議長】 　これほぼ上と尾根、上と尾根ですかね、ちょうど。 【オブザーバー】 　ただ図面、地区地区によっては変わりますけど。この計画によりますと、尾根部分までを含めてですね、一番高いところまでは扱われるということで。 【委員】 　なんとなくそういう感じはしますけども、やっぱり山って１つのものだから、こっち側だけしました。じゃあ反対側関係ありませんかっていうような。でもかなりこう反対側残るわけですよね。そういうところの部分の影響っていうのが全くないとはいえないと思うし、調整池つくられてもそのときのその雨量の問題ですね、計算上どおりいくのかどうかとかですね。 【議長】 　そうなんですよね。そのさっき言ったの、ちょっと斜面の、あの泥の方のお尋ねしたんだけど。水の方もですね、この調整池に集めるのは、どうやって集めるんですか。これ水路を排水路が。 【オブザーバー】 　そうですね。 【議長】 　排水路がよくちょっと見たけどわからなかったんだけど。 【オブザーバー】 　排水計画図というのがございます。 【議長】 　排水計画図、ございますね。 【事務局】 　資料５の上から３番目になります。 【議長】 　排水計画でこれ水路がどう入る水がこう流れますよという矢印がありますよね。そして。 【オブザーバー】 　それでですね、まず、この中に、細かくＵの６００。そしてこれは、 【議長】 　管の大きさ。 【オブザーバー】 　はい。パイというφ８００というＵとφというなんといいますか、丸にクギを刺したような記号がございます。これで表しております。φというのが丸い土管でございます。ＵというのがＵ型のコンクリート製の溝でございます。そして地形に沿って、開発されると考えておりますので、矢印、今水色矢印が水の流れでありまして、その最終の流末部分に水をためるところ。大きな水色で塗りつぶした部分です。Ｂ調整池、Ａ調整池という表示がございます。

	【議長】 　だから、要するにこの線が入っているところに水を入れて流していくよ、と。 【オブザーバー】 　そうです。 【議長】 　という考え方ですよね。これっていうね、先ほどのご質問になるわけだけど、大丈夫なんですか量は。 【オブザーバー】 　そこが、いつも聞かれるとこなんですよね、大丈夫なんですか、と。今のどうしても基準というのがございますし、今まで降った雨、この中にも、記入、記載がございます。飯塚市で今まで降った雨の中でどれほどの雨が降ったのか。ということを基準に、この水のためる量とかは算出されております。 【議長】 　計算式が入ってますんで、大丈夫という結論になってるんですね。 【オブザーバー】 　そうですね。はい。 【議長】 　これ今までの実績で、５０年ですか。 【オブザーバー】 　そうですね、はい。 【議長】 　５０年と３０年。３０年と５０年の計算がしてある。 【オブザーバー】 　今回は、５０年で。通常は３０年で基準は設けられております。あの林地開発のですね。今回は、より安全度を増すということで５０年。ようは５０年に１度の雨を想定した形という。そしたらこれはもう何百年という基準でするか、大丈夫かと言われますと、その辺についてはもう感覚の問題になってきますので、あの感覚の問題に対して、その数値基準を当てはめるということがちょっと厳しいものがございます。 【議長】 　今のやりとりをお分かりいただけましたですかね、５０年に。 【委員】 　この前は１００年に１度の大雨でしたよね。 【議長】 　うん、だから。 【委員】 　５０年っていうことは１００年では耐えきらんですよね。 【オブザーバー】 　あのですね、この５０年ていうのはですね、この前おそらくお話したの

	は例えだと思います。ですから、ここにあります１００年に１度という、その平成１５年に話した雨は想定されております。ですから、今ここで基準として考えられてるのは、最も降った分ですね。１時間に１００ミリ降った分の雨は想定されております。 【議長】 　あの、これいろいろ議論をはじめるとですね、ある意味では切りがないんで、その同じ雨量でも降り方のパターンがあるわけですよね。例えば、わかりやすい１週間雨が、たいした雨ではないけど１週間降り続いとったと。１週間降り続いとった中で１時間例えば１００ミリがきた、全然雨が降ってない時に１時間いきなり１００ミリきた。それから、その同じ降り方でも、どの部分に降るかで今のゲリラ豪雨で、どの部分に降ったかによってと、まぁ細かい議論をはじめたら切りがない、これは切りがない議論になるんで、言ってしまえばどの程度の安全性で納得しますかという議論に結局最終的にはなるわけなんで、ただ結局、最後はそういう議論になってしまうんだけど、その前提としてのやっぱりどういう計算がされてますよというのは、やっぱり理解しとった方がいいよねという意味でお尋ねしたんですけどね。 　それはやっぱり住民の皆さん方がきちんとどこまで意見を言われるかが基本にはなるんだというふうに思いますけども、それと、きちんと専門的検討していただいて、市長の意見書には反映さしていただきたいなというふうには思いますが。どうぞ。はい。どうぞどうぞ。 【委員】 　あのその知識のないものの感じ方としてですね、これだけの雨がその森林の状態で今の山の状態で降ったときと、開発をしたところに降った状態でどんだけ影響の違いが出るかとか、その実際の例はまだないわけですよね。 【オブザーバー】 　説明さしあげますと、今まで森林の中で雨が降ってました。そして、あの木を伐採してしまいますので、水の流れ方が早くなります。要は今まで木に当たったりですね、地面にたまっていた水がですね、部分がなくなりますので、早く流れ出てしまいます。 【委員】 　そういうふうに言われると余計なんか不安になるんですが。 【オブザーバー】 　だからこそですね。 【委員】 　地面に直接降るままだといいけど、パネルの上をダァーと流れていくとか考えると。 【オブザーバー】 　それからの話がございまして、だからこそ、結局何と言いますか、不規則に周辺に水を流してしまいますと、災害が起こってしまいます。あの今

	まで、山であった分の木を切りました。何も手当てをしません。そうすると、雨が降るとだらだらっとそのまま何もなく、流れていってしまいます。それはご理解できますかね。そこで、さあどうしたらいいかということで、先ほど説明さしてもらいました、だらだらっと流れないようにそれでは、１箇所に水を集めてしまいましょうと。今までだらだらっと流れていた分をそう流れないように一度水をためましょうと、大きなため池にそれが調整池というここで考えられてる分です。それでそこから少しずつ流しましょうということであります。 【委員】 　その計画どおり少しずつ流れればいいですけど、本当に局地的なゲリラ豪雨で大量に集まった時にその保障がね、このくらいならっていうのがまだ言えないところがあると思うんですよね。 【オブザーバー】 　先ほど先生のお話が、そこがいつもどうしても平行線になってしまいます。このデータというのは当然基準というのはもう従前からいきなりで、ここ１、２年で出た話しではございません。何１０年も前からデータをもとに、ずっと計算されて、基準に想定してつくられたものでございますので、日本全国でいろんなデータをもとに、作成されたものでございます。それで、その基準をもってすべてその数値計算を行いますし、設計に反映させますので、それを超えた部分、あとは想定される分のその感覚、安全に対する感覚をどう満足させるかというのは、少しちょっと厳しいものがございます。 【委員】 　あとそのため池一箇所にというかここの団地の上ですね、けやき台ですか、上にちょうど大きな池ができるわけですよね。その場合に、そこから流れてくるちょっと横ですかね。 【オブザーバー】 　具体的な場所等はですね、あれだと思います。図面をよく吟味していただければだいたい分かると思います。 【委員】 　その今まで分散してたものを１箇所からこう流す時のリスクみたいなものはないですか。あの川に流れ込む量とかも変わってくると思います。 【オブザーバー】 　だからこそ、だからこそ、そこまで考えてそういうふうな形で水を集めるという形になります。 【委員】 　その辺の説明なやっぱり十分納得できるように。 【オブザーバー】 　そうですね、はい。 【委員】 　計算している上でとか言われても計算の仕方もわからない我々として

	は、住民側としてはですね。 【議長】 　だから説明会のときによくお聞きになることだと思いますよ。今おっしゃったようにあれでしょう、木があって、木があって水が流れてたその流れ方と、ハゲ山になったときの水の流れ方は違うでしょうと当然違うという結論になりますよね。そうすると、そのハゲ山になった場合の流れ方をどういうふうにして計算したんですかと。今の答えになって一定のこれまでの基準がございますと。基準どおりに流れますかと。それは。 【オブザーバー】 　そうなってくると、もう、はい。 【議長】 　雨の降り方、さっきも私が言いましたとおり、雨の降り方によっても、基準どおり流れるということには必ずしもなりませんよと。どの程度の安全性を求めるかという議論に最後はなる。最後はなるんですけども、住民側の立場からいうと、少なくとも今まで降った過去の最高例に当てはめたらどうなるかぐらいは、計算示してほしいよねと、それは大丈夫ですという、回答に先ほどなった。っていうやりとりですよね。そうすると、従来までの雨以上のものがね、降らないかと言ったら、それは今はやりのゲリラ豪雨で、これ、変な話ですけど、私があの諫早でやっている利権で国が一生懸命今そう言ってます。ゲリラ豪雨で従来想定できなかった雨が降る可能性があるとそれまで考えて対応したいと思う。こうおっしゃるんで、まぁそれは結構なことでと、今私ども言ってるんですけどね、っていうあたりの議論になるとね、ちょっと収拾がつかなくなるんだけど、少なくとも、どういう計算をなさって、どういうものに対応できるという説明をここでされてるのか、その説明が本当にそのとおりなのかどうかというくらいはやっぱりきちんと説明してほしいよねと、というあたりなんじゃないんですかね、というのが先ほど私が申し上げた意見ですね。それは当然市の方でも検討していただけるということと思うんですよね。 【オブザーバー】 　私どもの口からなのか、それともその事業者さんにより、わかりやすい形で説明をしていただく。いうことになると思います。 【議長】 　というあたりでそれで納得できない、やっぱり少なくとも今までそんなことがなかったものが起きる可能性が出てくるんだから、そりゃだめだという意見当然あり得ると思うんで、それはどうぞ意見書でどんどん出していただければいいという話になるんだと思うんですね。 【委員】 　聞いていいですか。どうも私心配性なもんでね、法律的なことは馬奈木先生にもうお任せして、ただ、この申請者は一条、東京の一条工務店になっていますね。庄内に一条工務店がありますね。あそことの関係はどうなっている。

	【事務局】 あそこは。 【委員】 一緒？ 【事務局】 あそこは九州支社ですね。 【委員】 九州支社ですね。いや、私が言いようのは例えばですね、いろいろ問題が出た。出た場合、３０日に説明があると思うんですけど我々その周りの人、心配する人は例えば現場には入れないと思うんです。産廃の時もそうですけど現場には全然入れない。いろいろ問題があって、今度は県の方に文句をいっていくけん。そしたら、なかなか県とも意見が合わんですよね。できれば、その現場の監視できるところを設けてもらうとか、中に入らせてもらうとか、いうことを、ぜひお願いしたいし、そういう質問がくると思うんですよね。知らん人は、そこあるき一条こっちやけんって、こっちにぎゃんぎゃん文句、支店かな。苦情言うてくるんかな、私こっちも困ってるやろうと思う。だからそこんとこを一条はそういう窓口はここですよっていうのを、そしてこういう担当を設けますとか、何かそういう意見が出ると思いますんで、そういうところもわかりやすく説明していただきたいなと思うんですけど。 【事務局】 いま委員が言われました内容の点につきましては、もう従前から説明会の中でもやりとりがあってますし、やはり皆さんその土砂、水害のこともそうですけど、その設置以降ですね、設置後どうなるんですかと。２０年事業をやるというところで、じゃあ２０年後どうなるんですかと。このような質問もあっております。 今のところ現状で、事業者が言っているのは、当然、今言われたように管理体制もしっかりやりますと、当然、維持管理、草とかも生えますよね、そういうのもしっかりやりますと、私どもの条例にも若干ありますけども、そこら辺のご心配がないようにですね、あの例えばそこ周辺の自治会とその事業者、そのいろんな形の協定と言いますかですね、そういうのを交わしていただくというふうな方向性がですね、一番望ましいのではないかと、私どももそういう申し出があれば、あの調整に努めるというふうな考え方を持っておりますので、その辺の説明を事業者側がしていくべきでありますし、そこらには住民の方々もご意見を言っていただくということになってこようかと思います。 【議長】 今おっしゃられるとおりだと思うんですね。当然、動きだした場合の後の、何と言うか、管理をもちろん事業者側がされるんでしょうけど、それに対して住民側がどこまで監視体制をとれるか、立入調査もしたいと、例えばですよ、立入調査をしたいと、これは市のほうも立入調査を当然なさ

	る、条例上ですね、なさることができる。そのあたりの、何というか、住民側の組織的な対応をどういうふうにお考えになるのか。で、それを業者内にも呑んでもらいたい。それから問題があった場合の苦情の処理のシステムですよね、どういう苦情処理のシステムをつくるのかというあたり、今おっしゃられたように、公害防止協定という名前にするのかどうか、名前はともかく、業者側との一定の協定をね、結ぶというお話、これは大体どこでも今そうなさっているようなので、というあたりもきちんと住民側のほうの意見をとりまとめるのが必要になってくるというふうに思うんですけどね。 【委員】 お互いに納得ということで。 【議長】 そうそう。だから、あとの、大丈夫かという議論とつくったあともきちんとその問題が起きないようにということと、問題が起きた場合の処理の仕方ということ、それからそもそも問題が起きてるかどうかもわからんわけだから、それをどうやって監視するかというあたりの議論というのは、当然、今後も必要になってくるんだろうと。というあたりで、きょうのところは何かを決めるという、もちろん会議ではありませんし、あのいろいろ質問というか、ご要望というのもあったわけです。とりあえずはそこで住民の説明会があって、住民側の意見書が出る。それから、県の開発の審査のほうで市長から意見書が出ると。それに対して業者側のさらに見解が出てくるというあたりで、もういっぺんこの審議会を開くかどうかというあたりというふうに思います。一応開く方向で考えようということですかね。 【事務局】 いま会長がおっしゃったとおりですね、私どもも当然意見書の提出が１１月２８日までというようになっております。そこから意見書に対するその見解書も、当然事業者のほうに要旨私どもまとめてお渡しして、見解書をいただくことになるかと思います。それが先ほどから会長もおっしゃってますけども、それが意見に対する適切な回答がなされているのか、見解がなされているのかというところは、注視すべき点だというふうに考えておりますので、当然再度ですね、審議会、皆様のご都合に合わせながらですね、審議会が開催できればというふうに思っております。で、きょうの審議会の内容を踏まえましてですね、先ほど申しましたとおり林地開発の意見が求められたときにはですね、こういうご意見も参考にしながら、また住民さんの意見を差参考にしながらですね、市として意見を提出するということになろうかと思っております。 【議長】 ありがとうございます。はい。どうぞ。 【委員】 ⑤の次のページに、放水水路の流域という地図がありますよね。それを

	ちょっと説明していただきたいのは、調整池のから放水、ずうっと放水するんですよね。庄司川に流れ込むわけでしょう。ここの地図の説明をしてください。A調整池――― 【オブザーバー】 これでよろしいですかね。 【委員】 　そうですね。今の広島豪雨とかの雨量の前のページ。これ、例えば、A調整池から放水するわけですよね。そして庄司川に流れ込ませられるんですね。で、あの、庄司川とか、ものすごく降ったときは、庄司川がすぐ溢れるんですよ。この調整池というのは、雨がもうすごく降って溢れることはないんですよね。それともう１つはですね、溢れないで、放水すれば溢れないですよね。ある程度一杯になったら放水しないとバーっとなりますよね。放水するときに、庄司川にもし放水するとしたら、そうやないでも、あそこはいつもいつも水が溢れているんですよ。庄司川のなんですかね、川の構造上、知られているの、ものすごく問題ですよね。コンクリートがしてあって、そこが浅くなってて、今も草だらけなんです。ああいうところに、また流れたら絶対に溢れますね。庄司川は特に溢れるんです、特に柳橋とか津島の前は、堤防がどうかして切れます。それが、結局、遠賀川に流れるときに、遠賀川はあそこの庄司川に、調整のポンプがありますよね。ポンプを閉めますね、遠賀川から逆流しないように。そしたら、あそこの津島とか柳橋とか、ずっとあそこは水没します。そういうことから考えたら、ちょっとこの放水の、雨がものすごく降ったときのやり方とか、わかりますか。 【オブザーバー】 　ます一点なんですけど、これは先ほど議論になりますけど、永久に溢れないかということになりますと、当然、雨が降り続けます。飯塚市内が水害、すべて水没いたしました。それでも溢れないかということになると、そういうことはございません。必ず溢れてしまいます。こういうような雨であれば。 基本的な考えとして、今のまま、今のままの雨の降り方、今のままの水の流れ方を変えないというのが基本でございます。ですから、庄司川が今の雨で例えば溢れてます。そしたら、これをつくっても、別に前と変わりはないというための施設をつくるというのでございます。だから、これをつくることによって、庄司川の水の溢れが止まりますということにはなりません。 【委員】 　止まるのは、無理と思いますが、余計になる。結局、山がなくなるわけですから、今まで地面に吸い込まれていたものが調整池に、単純な計算では調整池に入る。そしたら、山では吸いとられるけど、調整池では吸いとられないとことだってあり得る。 【オブザーバー】

	あのですね、山に吸い取られるものを調整池にためますし、当然あのパネルを置いたからといって、すべて水が全部跳ね上がって流れるわけではございません。ですから、現状のままで、地形はですね、すいません、地形は変わりますが、水の流れは現状と変わらないように抑えるということでございますので、あとはその例えば、先ほど申しましたように、現状から、庄司川の溢れをこれで抑えるということにはなりません。当然、今のままの水が流れ方を変えずに事業を行っていただくということになります。流れ出方を変えずに。 【委員】 それはわかりますけどね。徐々にしたら深さが増えますよね。調整池にいったん貯めたものが溢れたらすごい災害になりません？ 【議長】 おっしゃるとおりだと思いますよ。だから、考え方としてさっきから同じ議論になるわけだけど、考え方として、今まで降った雨の降り方だと、排水路にきちんと入って、調整池の中でためて、徐々に流していくという流し方でコントロールできると思いますという想定でつくられていますよと。ところが、違う雨の降り方したら、その想定以上に、これダムでも同じ話なんだけど、調整池の、あるいは調整池に導く水路以上の雨降れば、当然溢れるに決まっておる。これはもう決まっているとして言いようがない。その雨が降るかどうかというと、少なくとも今まで雨では対処できるように考えてますけどねと。それ以上の雨が降った場合はどうなるかと言われたら、今おっしゃるようになると思いますよ。そうすると、そこまでの安全を求めるんですかという議論は、それはその議論ですよねということ。少なくとも法律的にはそこまでは求めてないんじゃないんですかという、当然業者さんの意見になると思うんですよね。だから、今の点はしっかり意見をおっしゃることだと思いますよ。 【委員】 たぶん、こういうことが住民の人たちのね、調整池ができて収まればいいばってん、広島豪雨のようなことはそうそうないやろうけどっていうのは業者の考えかもしませんが、そういうところが一番ネックになっているんですよ。住民の不安っていうかね。たしかに今まで降りよったのをそのまま、水の量は１００降って、じゃあ調整池から出ようが１００ですよ、と。１００で庄司川が溢れるかもしれんし、できても１００しか流れんき、よくはならんけど、今までどおりですよと、その議論がなかなか。 【委員】 心配すればきりがないですよ。 【議長】 その川に行くまでに溢れるに決まってるでしょう。だと思いますよ。それは、あの想定した以上の雨が降ればね、溢れるに決まってると思いますよ。この物事の理屈から言って。だから、問題はその心配をどこまでするのか。どこまでその心配するのか。それから、結局そういうことになるん

	ですよね。という議論だということだと思うんで、これも変な話ですけど、ダムが一番わかりやすいんだけど、ダムで水をためて、下流に流さない、あの大雨のときにですよ。想定した雨量を超えると、当然ダムの容量を超えてしまうわけですよね、そしたらしようがないから流す。で、被害が出るということがないかと言われた、現に出てます。という話しと同じ話になるんで、だから、ないに越したことはないだろうという議論だと思いますけど。そうは言っても、ソーラーも要るしねと。 　ただ、ちょっと大きすぎる。一番の問題点は、ちょっと多きすぎるもんねというのが、私の率直な感想ですけども、というあたりの意見もよく、そういう疑問も当然出てくるし、現に出てるんだと思うんですよね、質問会でもね。というあたりよく踏まえていただいて、市長さんの意見書にはきちんと反映させていただきたいなというお願いと、それからもう一回市長さんの意見書も出る、それから住民の皆さん方の意見書も出る。で、こちらの条例に基づいて、業者側の回答もあるでしょうし、それから県のほうの林地開発についての手続きでも業者からの意見も出るでしょうし、というあたりは、出たあたりで、もう一回この審議会を開くようにお願いしておきます。ということでよろしゅうございますか。ということで、きょうはこれで終わるということで、よろしゅうございますか。 【事務局】 　ありがとうございました。今もう会長のほうからですね、市としても県に対してしっかり意見を書きなさい、述べなさい。それと条例に基づく諸手続きが進捗するにあたってですね、再度、委員会、審議会を開こうではないかという貴重なご意見がありましたので、私どもも、そのように考えて、今後対応を図っていくわけですけども、その際はですね、また、委員の皆様のお力添えをいただきたいというふうに考えております。お忙しい中、急遽お時間をとっていただきまして、ありがとうございます。会長もお忙しい中、お時間をとっていただき、ありがとうございます。会長、最後にこの会議をしめていただければというふうに思います。 【議長】 　どうも熱心にご討議いただきまして、大変ありがとうございます。また、遅れまして、大変申しわけございませんでした。きょうの日程もですね、正直言いまして、かなり私の日程に合わせていただいて、無理な日程だったんで、委員の皆さん方、きょうどうしても都合のつかない委員の皆さん方もおられました。申しわけございません。また、もう１回やっていただくということでですね、よろしくお願いします。きょうはどうもいろいろ貴重なご意見ありがとうございました。あと、市のほうもよろしくお願いいたします。

会 議 資 料	飯塚市自然環境保全対策審議会における審議事項等について ①自然環境保全条例に基づく届出 ②告示文 10/1 ③隣組回覧チラシ 10/1 ④追加資料提出依頼文書 ⑤追加資料 ⑥告示文 10/15 ⑦隣組回覧チラシ 10/15 ⑧意見書 ⑨飯塚市自然環境保全条例、施行規則 ⑩林地開発許可制度の体系図
公開・非公開の別	1　公開　　2　一部公開　　3　非公開 （傍聴者 0 人）
そ　の　他	

市民文教委員会資料
平成 28 年 1 月 14 日提出

自然環境保全対策審議会
会　議　録

（平成27年12月22日開催）

会　議　録

会議の名称	平成27年度　飯塚市自然環境保全対策審議会（第2回）
開催日時	平成27年12月22日（火）
開催場所	飯塚市役所本庁4階　404会議室
出席委員	馬奈木委員、河濟委員、河委員、瀧本委員、吉田委員、西谷委員
欠席委員	なし
事務局職員	大草部長、吉原次長、大久保課長、福田課長補佐、一番ヶ瀬
オブザーバー	（都市建設部）鬼丸次長、白土土木管理課長 （経　済　部）伊藤部長、坂本農林振興課長
会議内容	１　開会 ２　議題 （１）白旗山メガソーラー事業計画の現況について 【議長】 本日は、私の不手際で会議が遅れましたことをお詫び申し上げます。 それでは今日の議題に入りたいと思います。 議題の 1 番「白旗山メガソーラー事業計画の現況」について、事務局からの説明を求めます。 【事務局】 それでは、白旗山メガソーラーの現況についてご説明させていただきます。 前回 10 月 20 日に本審議会を開催いたしましたが、その際にメガソーラー開発につきましては、森林法の規定に基づき事業者は県に対して林地開発許可申請を行い許可を得なければならない、その許可不許可に対しては県が決定する。また、飯塚市自然環境保全条例につきましては、市に対して届出が必要である。届出につきましては、適正に事業が行われるように事業者に努めていただくものでありますことから、さきほども申しました森林法に基づく県が決定する許可不許可ではないものであります。以上のことを踏まえて、市の条例の経過をご説明いたします。 事業者一条工務店より、9 月 14 日、自然環境保全条例に基づく届出がなされ、同日、県に対して森林法に基づく林地開発許可申請書の提出がなされております。 10 月 1 日に公告を行い、同日から 10 月 30 日までの 30 日間、市民の皆様に対し閲覧に供しています。それに伴いまして、10 月 3 日に事業者が住民説明会を開催しています。その際、住民説明会の中で、参加された方々に事業内容が分かる資料等が配布されていなかったことから、参加者から説明内容がわからない等の意見が多数ありましたので、行政内部で協議した結

	果、水害等の対応策がわかる資料を求める文書を 10 月 9 日に事業者に対し提出し、10 月 13 日に事業者から追加資料の提出がなされました。 これに伴いまして、再度、10 月 15 日に公告を行い、同日から 11 月 13 日までの 30 日間、閲覧に供し、11 月 28 日まで市民からの意見を賜ったところであります。 前回の会議の際は、数件の意見が提出されているということでご説明をしていたところであります。 その後ですが、意見の受付を終了しまして、28 件の意見書が提出されています。その内容につきましては意見をまとめたものを本日配布させていただいており、お目通しいただいていると思いますので説明は省略させていただきます。 その取扱いとしましては、条例第 12 条に基づきまして、市が意見書の要旨を事業者に送付し、事業者は受け取った日から 15 日以内に市に対し見解書を提出することとなっています。このことから事業者に対し 12 月 1 日に意見書の要旨を送付し、12 月 15 日に事業者から市に対し見解書が提出されました。ここまでが市条例に基づく経過でございます。 それと合わせまして、条例外ではありますが、先週 12 月議会が終了しましたが、その議会において白旗山メガソーラーに関する請願書が飯塚市議会議長あてに提出されています。その件につきましては継続審議ということとなっておりますのでご報告いたします。 以上で説明を終わります。 【議長】 今の説明ですが、何かご意見ご質問ございますか。 【委員】 見解書については、どなたでも閲覧することはできますか。 【事務局】 当然、見解書についても市長決裁までの事務手続きが終了していますので、情報公開をいただければ可能であります。 【委員】 この見解書に、開催案内が 2 回と、説明会報告書が 8 回出てきているが、住民説明会が 8 回も開催されたのか。 【事務局】 先ほど説明した条例に基づく住民説明会が 10 月 3 日、追加資料を受けての住民説明会が 10 月 31 日及び 11 月 9 日に行われています。また、条例以外での住民向けの説明会が 10 月 5 日と 10 月 10 日及び現地説明会が 10 月 21 日に行われています。条例上の説明会は 3 日間開催されていますが、事業者と住民さんとの間でこのような説明会も開催されているということです。 【議長】 先ほどの説明で、市民の方であれば情報公開で見解書が見れるということでよろしかったでしょうか。

	【事務局】 そのとおりであります。 【議長】 中身でなにかございますか。 【委員】 中身ではありませんが、白旗山の現場を見に行ったことがあるのですが、公民館のところにいっぱい反対ののぼりが掲げられています。見ていたらやっぱりパネルしているということがわかります。八木山の展望台に行って見てみたら、すごいなっていう感想。あれ出来上がっていますねたしかに。 【事務局】 今、委員おっしゃっているパネルについては、出来上がっているパネルのことを言われていると思いますが、それにつきましては、今回一条工務店が行おうとしているものとは全く別です。 【委員】 それはわかっています。あとから聞こうと思っていたのですが、地元の方がいろいろと事業者に要望すると思うんですが、やめてくれということも含めて。今あるパネルの部分について、地元の説明会があったのかどうか。 【事務局】 今、設置しているものについてですが。 自然環境保全条例上の手続き、届出もなされ、住民説明会も開催されています。その説明会報告書もあります。 先程から繰り返しになりますけども、自然環境保全条例上の手続き、届け出はあっております。それに基づく、周辺住民さんに対する説明会も開催されております。その報告書もあります。で、林地開発、県が許可するですね、その部分については当初渡していたものとは違うんですけれども、県の方が林地開発の許可申請をしなさいということで、事業者に対して言って、その許可申請をして、今許可になって、調整池等の建設を最近終了しておるというところです。 【委員】 何から言っていいか分からない。この頂きました自然環境保全対策審議会の資料の中の市長が市の意見のページなんですけれども、前回の審議会のときに、基本的には県が許可するものだと言われまして、ただし、飯塚市の市長の方が協力に反対というか、そういうものを出すことによって、許可ができなくなるような状況もあるということでございました。それはそうですかね。 【事務局】 そこがちょっとご理解が違うと思うんですけれども、後ほど説明しようと思ったのですが、林地開発について、経過を説明をさせて頂きますけれども、まず、森林法に基づいて林地開発許可申請というのは事業者がしなければいけません。この許可、不許可を審議するのは県であります。その審

	議をするにあたって、その森林法に基づいて、その市町村の意見を聞く、市町村長の意見を聴取すると、要は意見を聞きなさいよと法的になっております。その分で言いますと、11 月の 16 日、県の方から飯塚市に意見照会があっております。それを受けまして、12 月 18 日、先週の話になりますけれども、市が県の方にその意見書を提出しております。今日、同日、本日ですけれども、県の方で森林保全審議会が行われております。先ほどの質問の話に戻るんですけれども、結局、ダメですよとかいう意見を私共が書くんじゃなくてですね、審議は森林法に基づいて審議されます。前の審議会でもご説明しましたけれども、4 項目について審議されるということで、今日、お手元にその林地開発に意見聴取された分で私どもがお出しした資料をお手元にお配りしているということでございます。 【委員】 その飯塚市の方がですね、その森林法の第 10 条の 2 に関する意見を県の方に出されたんですよね。内容を見てみたら、地域のまちづくりの方針との整合性は図られてないということで、県の方は一条工務店の方にもっとこういう風にしなさいということを指示するんですかね。 それともう一つは随分たくさんの署名が出されていることで地域の人たちが反対されているんですよね。そういうことに対する市長はじめ市の行政側の意見というかそれをどのように県の方にあげる、最終的には住民は許可をして欲しくはないんだと思うんですけど、なかなかそこら辺がですね、県が前回の幸信のときもですね、県はよく調べもしないで許可をしたという例もありますので、そこらへんの市の姿勢というんですかね、飯塚市の 20 年間ということですが、20 年途中でもしこの会社が潰れたりしたらどうすんるのかなとか、パネルはほったらかしなのかな、そういうことも含めてですね、市の方はやっぱり地域のことで真剣に考えていると思うのですが、そこらへんの見解をお聞かせ下さい。 【事務局】 今、委員がおっしゃったような市の意見ですね。今回提出した意見、そこも今日、取りまとめの所管が来ておりますので、その内容等については、そちらから説明をして頂くようにします。 【オブザーバー】 先程ご紹介頂きました、農林振興課の坂本ですけれども、住民の方々が反対をされているというふうなことで署名を県の方に提出されて県議会の中でも取り上げられておりまして、議事録にものっておりますけれども、県の方が議会の中での答弁では慎重に審議を行いますというふうなことで県の方としても、そういった十分慎重審議をして、いうふうな認識をもたれるということで、私どものほうでは認識をしております。 【議長】 ちょっと整理しましょうかね。 森林法 10 条の 2 についてのお話に入っているんですが、この林地開発計画に関する意見についての説明は、今もうやっていただいたほうがいいのか

	な。 【オブザーバー】 それでは、今回 12 月 18 日付けで提出をいたしました、林地開発に関わる市の意見ということで、お手元のほうに添付させていただいておりますので、その中身につきましてご説明させていただきます。資料で言いますと 13 ページからになっているかと思います。 【議長】 このスケジュール表を見ておかれたら、おわかりによいと思います。 【オブザーバー】 まず、意見書を提出するまでの経過をもう一度ご説明させていただきますと、今回の一条工務店が 9 月 14 日付けで林地開発許可申請を県のほうに提出をいたしております。 これを受けまして、11 月 16 日付で県から飯塚市のほうに開発許可申請に対する意見の照会ということで、私どものほうに意見の提出を求められております。 これを受けまして、当初はですね、11 月末の提出期限でしたけども、とてもちょっと間に合わないから 12 月の 10 日までということで、期限を切ってましたけども、その直前になりまして 12 月 7 日に市議会のほうに請願書が提出されました。そういった関係で、12 月 18 日以降の提出ということで、最終的な県との調整を行いまして、最終的には 12 月 18 日提出と、これは本日 22 日に県の森林審議会が開催されておりますので、それには間に合うように意見を出したいというふうなことで、もし飯塚市のほうがその森林審議会に間に合わないようなかたちの意見の提出する市からしますと本日の審議会の中でも、飯塚市の意見なしというふうな取り扱いをされてもいけませんので、それからある程度ギリギリのところで提出させていただくと。飯塚市のほうが意見書を提出する根拠はですね、これは森林法ということでですね、先ほどからお話があっておりますけど、森林法 10 条の 2 の中に都道府県知事が、林地開発の許可をするにあたっては、森林審議会とこれは県の附属の機関ですけど、森林審議会と関係市町村を意見を聞かなければならないというふうな法律の規定がありますので、それに基づいて県のほうはですね市のほうに意見を求めてきているというふうなことです。ただ、県のほうに確認をいたしましたらですね、あくまでも県が最終的にこれを許可する、あるいは許可をしないということの判断材料としてですね、関係市町村の意見を聞いているというふうなことで、その関係市町村を意見が判断の中で法的になんか効力があるとかそういうたことではないと、あくまでも参考というようなことでですね、の取り扱いになりますというふうなことで県のほうからですね、説明を受けております。そういった意見書の前段の説明をさせていただいた中でですね、今回提出いたしました意見の中身について若干ご説明させていただきます。まず 13 ページのほうの前段のところにですね、本文として、これもう一番大事なことかなということでですね、書かさせていただいているのが、まず、今回の

	開発行為につきましてはですね、非常に、本市においては過去に例を見ないというふうなことでありますので、ありますけども飯塚市が策定しております都市計画マスタープラン等との整合性については図られておりませんよというふうなことでですね、これ後ほどでてきますけども、市長会あたりでですね、飯塚市からのお願いで国のほうにですね各自治体の既存の計画とか、それとか立地条件をメガソーラーを設置するにあたっては、要件として定めるべきではないかと、今そういった要件がありませんので、そういった計画との整合性とか立地条件を緩和した中での設置が可否というのがですね条件としてありますので、ぜひ条件として付け加えるべきではないかというふうな申し出が今なされておりまして、国のほうで検討していただくという段階ですのでですね、あえてこの件についてはですね、現在のところ取り扱われておりませんけど、本市の都市計画プランとは整合性は図れていないというふうなことはこの中で記述させていただいています。それから許可の判断におきましてはですね、先ほど言いました立地計画との適切な計画であるかを基本とし、各項目との意見について十分理解をしていただいたうえでですね、地域住民の方々の安心・安全、これを第一に考えていただいて審議の判断をしていただきたいと、それから、許可をする場合には周辺の住民の方の不安の払しょくをされ、住民の方を十二分な安心・安全のために、許可基準を上回るような最大限の対策措置等をですねお願いしたいということ。それから森林法の 10 条の 2 にですね、おそれのあることとか支障がある場合とかそういったことの要件が定められておりますから、それに対応する対策措置についてもですね、十分な最大限の対策措置を講じていただきたいということを、これを福岡県のほうからですね事業者のほうに指導していただきたいし、また、福岡県についてもその責任を全うしていただきたいと書かせていただいています。それから特に、計画地の中で一定の土地を確保しなければならない緑地に関しては、住宅地と隣接している部分にお願いしたいということを付け加えています。 飯塚市議会の関係につきましては、12 月 7 日付けで、中止を求める請願書が提出されたことから、12 月 11 日市議会におきまして所管の市民文教委員会に付託され、12 月 15 日に市民文教委員会が開催されましたので、その概要については別紙に添付させていただいています。 それで、いくつかの項目がありまして、各項目につきましては、農林振興課から関係する各課に照会いたしまして意見を取りまとめたところであります。 まず、市町村の土地利用上からの意見として、環境整備課においては本日の審議会等の意見が出されていますし、住民説明会においてもたくさんの意見が出されているということでございます。別紙にて環境整備課の意見をまとめさせていただいています。 【オブザーバー】 それから都市計画、農業土木、文化課、上下水道局からそれぞれですね、

	土地利用上からみた意見について付与されております。それから、「(1) の災害防止機能について」においても防災安全課のほうから土砂災害特別警戒区域が 6 箇所あるということからもですね、このような県に対する意見、それから土木管理課、農林振興課、農業委員会からも水害に対する十分な対策を講じて欲しいという内容を書かせていただいております。 それから、次のページにいきまして、水害防止機能につきましても土木管理課、都市計画課、土木建設課、それから建設総務課、農林振興課のほうからですね、水害に対する対策を十分に行っていただきたいということで記述をしております。 それから次に、水源涵養機能につきましても、森林の保続培養及び水源の涵養機能に支障が生じないということで意見をつけております。 それから、環境保全機能につきましても、環境保全機能に依存する地域の環境を悪化させないようにと、これも農林振興課のほうから意見を付けさせていただいております。その他といたしましては、開発目的の変更等生じたときには、関連する不足手続きにおいて遺漏のないように指導をお願いしますということも付け加えて記述をいたしております。 それから、次のページに先ほどご説明いたしました環境整備課からの意見ということでですね、自然環境保全条例に基づきます審議が現在進められておりますので、この内容等をですね十分は配慮していただきたいというようなことと、それと特に説明会の中で、事業説明会の中で出された意見等もこの中で列挙をしておるところでございます。 それからその次のページにはですね、先ほど言いました 12 月 15 日に市議会の市民文教委員会がありまして、その中での請願書に対する審議がなされております。請願の内容につきましては、飯塚市議会において開発の中止、これの決議をしていただきたいというような請願書でございます。まず、請願に対する紹介議員の概要の説明がございまして、これについてもほぼ、紹介の内容についてはですね、要約せず漏れなく記載をしておりますので、内容のご確認についてはよろしくお願いいたします。 それから、5 の審議の概要ということで、当日、議員の方からいくつかのご質問やご意見等が出されております。この中で最後にですね、県の森林審議会が 22 日に開催されるということもありまして、市の林地開発に対する意見については出さざる得ない状況であると、その中で住民の不安を払拭するための最大限の措置を講ずるように意見書を出しているということ。 それから、市議会のほうに提出されております請願の審議については、県の森林審議会の審議、あるいは県の方向等の報告を受けながら継続審議ということで答弁を受けまして、最終的に委員長のお諮りによりまして継続審議というようなことで 2 月 15 日の市民文教委員会については終了をいたしております。以上が 12 月 18 日に提出いたしました森林法第 10 条の 2 に関する飯塚市の意見の概要でございます。以上です。 【議長】 ありがとうございました。

	ちょっと、私が理解する範囲内で整理しておきたいと思うんですよね。この整理表を見ましてですね、条例、今私どものやっているこの審議ですね、市条例に基づくスケジュールが上の欄で、それから今話題になりました林地開発の法的手続きが下の欄ということですね。で、先ほどご質問ございましたけれども、市が意見書を出して絶対反対と言ったらそれは採用されるのかと、そんなことはありませんよというやり取りになったんですけど、あの何というか、絶対反対、絶対賛成と言ってもしょうがないわけで、森林法の許可されるかどうかについての一定の要件がある訳ですよね。で、その要件が市の意見書、13 ページ、14 ページの市の意見書で、飯塚市の立場から見て土地利用上、こんなところにこんなものを作られたら困るよというものがありますかと、それからこれ本来の要件になりますけど、災害防止機能ですね、とりわけ今度の場合は水害が問題になっていると思われる、それから水の水源の涵養、それから環境保全というあたりの要件について市の立場からの意見を申し上げたことになっている訳ですね。で、反対かどうかではなくて、この要件を満たさないよと、この意見に該当しないんだよというものがもしあればですね、その指摘が意見書に書いてあってそれが正しければ、この今日開かれている林地開発審議会の方でも当然無視することはできない。結論ではなくてね、問題点があると思いますよと。森林法が許可する、森林法の許可要件に適合しないということになれば当然許可できませんよねということになるんだと思うんですよ。で、ここに提出して、市のほうから出されたものは、だから要件市にしてくださいねと一言でも言ったらどうなるんでしょうね。この要件をしっかり市にしてくださいねと、何ていうか、市民の皆さん方から出てきた意見では異論が出てますよと、ということだと思います。それで、とりあえず提案のほうは全体の関係なんだろうと思うんですね。提案内容としてですね、説明会で疑問が出た、それに対して見解書でですね業者側が答えてきたこのやりとりで、何ていうか、業者側がきちんと答えたことになっているんですかねというあたりで疑問点、問題点があるのかどうかが、まず問題じゃないだろうかと思うわけですね。私もたまたまこれ眺めましてですね、ちょっと「ん」と思ったのは、要件は満たしているよというのが説明会、向こうはしっかり言っています。1 番で見解述べてますけど、相当面積の森林又は緑地の残置又は造成ですね、技術審査基準に示されている数値を守りますと。弊社としては、この基準を満たす案として申請中ですとおっしゃっている。それから、9 ですね。9 で審査の中で本件計画が、災害の防止、水害の防止、水の確保、環境の保全などについて審査基準に適合しているか判断されるものです。弊社としては、この基準を満たす案として申請中です。ということで、満たすよという回答になっている。だから、私どもの方として、私どもというかこの審議会という意味ではありません。市民の皆様方の方として、本当にそうなのかということですね。で、見解書に数値付けてあるようですから、それをきちんと見て本当にそうなのかということになると思うんですね。で、私が「ん」と言ったのは、あの、例え

	ばですね13で調整池の設置についてはボーリング調査や資料調査を行っています。それらを検討し、必要があれば、工事実施の際対策を考えますという言い方ですね。同じような言い方がいたるところに出てきます。例えばですね、17、17 のですね、9 ページですか、ソーラーパネルの基礎・架台図は工事説明会の開催時に提示する予定です。というふうに言っています。ということは、工事を具体的にどういうふうに実施するか、という説明会をすると言っているんですかね。 【事務局】 はい。住民説明会の中で、そういう、今、先生がおっしゃったような、参加者からのご意見があっております。それに対する事業者の回答としましては、今記載されているとおりでございますけれども、工事着工前には、その工事の概要、中身、スケジュール等々について説明会をしますという回答であったと認識しております。 【議長】 なるほど。そういうことだということになりますと、市民の皆様方で、この意見が市民の皆様方から出た、そして向こうから見解書が出た、それに一応資料もついていると、それで十分かどうか、本当に答えたことになっているのか、という皆さん方の見当と、それから、まだクエスチョンマークが付いている部分で工事実施する段階で答えるよと言っているようなものがありますから、それが本当にきちんと解消されるというか、きちんと分かるような工事案になっているのかどうかというあたりの課題は残されると、それを問題にする機会がある。要するに工事説明会のときにですね。というのが現状なのかな。それから、当然森林法10条の2の許可の審議の内容、並行して行われるというふうに思いますので、そのときの審議の内容がどうなのかというのも参考になるんじゃないでしょうか。というのが、私の頭の中の一応の整理ですけれども、というのが私の整理ですが、どうぞ皆さん方が、この市の意見書をご覧になってと、それから見解書との、皆さんの意見とこの見解書とで具体的にこの点どうもというのはございますか。あるいは、そういうふうに別に限定しなくて結構です。さらにご意見ございましたら。 委員：2点いいですか。環境、あの報告的な話は数学で、まあこれもちょっと気になるんですけれども、どなたが始期を確認するのかという、調整池のサイズとかいうのは、向こうからの答えを鵜呑みにしないのか。 県はどこが審査しますか。 【オブザーバー】 県の技術部門が審査を行います。 【委員】 それは、検査みたいなものをやってくれるのか。 【オブザーバー】 そうですね。計算式がありますので、それに沿って行っていくようになる。

	【委員】 技術的なものは数字になっていますよね。 【議長】 ここで私がいらんことを言ってしまうのもあれですが、これ私の理解ですよ。私の理解では、基準です。当然基準値があって計算の仕方まであるわけです。そうすると当然適合するに決まっているんですよね。適合しないものを出せるわけないのですから。そうするとこの式にこれを入れたら適合することになる。問題はその数字が正しいかどうか。 【委員】 式もきちんと出ているようですが。式が正しいかどうか。30 年とか 50 年とかという式。 そこが正しいというより、そこが妥当かどうかというところが判断しようがないという意見になるのかな、と。 【議長】 だから、このことについては反対する、心配するといった立場の方からすれば、その数字に対する疑問を、おかしいという指摘をできないとなかなか許可を超えるというのは難しいのではないのでしょうか。出てきたものを見て、これは明らかにおかしいよという結論になれば別でしょうけど、そんな申請書を出してくる訳がないですから、当然基準値を満たすものであると思いますから。だから、基になる数字を、その根拠をしっかりと要求しておくことと思います。 【委員】 我々理科系の人間でも、このことに関しては難しいと思います。 それから 2 点目ですが、環境についての市長の意見書というものが、緑とか環境とか数字で見えにくい部分について、意見として書かれていなかったように思いましたが、その点についてお伺いしたい。 それから、先ほどもありましたが、後々の計画を聞かなくてもいいのかなという気がします。長期計画的なものを。 【議長】 本当に 20 年でやめられるのかどうかをですね。それ、なにかございますか。 【事務局】 今の 20 年のお話ですが、事業者が言われているのが、20 年はソーラー事業をされると、20 年後はどうするのかというと、パネルを外して植樹をするということで今は言われています。 【委員】 厳しいことを言うかもしれませんが、その収支計画は要求できるのか。 【議長】 そうなんですよね、法的に整備する必要があるという意見が出てますように、例えば砕石事業であれば、やめるときもきちんとしたものが要求されますよね。だから多分、法整備が必要なんですよ。おそらく、こうした大きな事業が次から次に行われることを想定していなかったんだと思うんで

	すよ。 【委員】 2ページにけやき台調整池から泥水が川に流れ込み環境の悪化とあり、事業を縮小できないかとありますが、その回答が、設備認定等終了しているので縮小困難となっている。今までの話を聞いててもどうしようもないという部分があるのですが、市民としてはできることは、なにかあったときの補償的な話、こんなことがあったらどうするとか、白旗山に生息している植物をもっと調べてこういうものがなくなった場合はどうするのか、また、20年後に元に戻すときに、木を植えるから終わりということではないと思います。その植物も元に戻すことが必要だと思います。そのようなことを事業者と契約を交わしていくことしかないのかなと感じていますがいかがでしょうか。 【委員】 工事中に考えていくであるとか、現在申請中であるとか、工事の際に対策していくということが多いんですが、そう考えたら全然議論ができないのかな。あと、条件闘争とかしていく形になるのかなと。それ以上は見解の中から引き出すのが難しいように感じている。工事をしていきながら意見については解決していくということになるのだろうと。 【議長】 今の点について、ボーリング調査についていろいろということについては、何か聞いてることがあるのでしょうか。 【事務局】 ボーリング調査につきましては、説明会の中で、この事業計画を作るうえで5か所実施しているということです。今後、許可が出た場合、工事に入る前に白旗山の坑道が確認されていることは事業者側も把握している状況であるので、工事前にボーリング調査をかけて工事を実施しますという説明はあったと認識しています。 【議長】 今のところは、基準を満たすといった調査はしていると、一定のデータは出ている。実際にやってみたら坑道については特にこういったところにあったのかということも出てくると思いますので、もしそういった問題が出たら、きちんと対処しますといった理解でよろしいのですかね。 それでさっきの問題に戻りますが、例えば泥水が流れたら困ると言った問題ですが、物質的に考えると、当然、一定の範囲で今までと違う環境が造られる。そうすると、図式として考えると、今までの状況でこれまでの雨が流れ込みこれだけの土砂が流出すると、そして河川にこれだけの影響が出るというものがあって、そして、開発することによって今までと違う環境になる、雨が降った場合にどうなる、その水の流れがどうなるのか、土砂がどう流出するのか、そしてそれが全体にどういった影響を及ぼすのか。そういったことになるのでしょうかね。 そうすると、その資料。今までがどういった状況であったのか、この事業

	を行うことによってどうなるのか。だから、水が一番わかりやすいと思うのですが、降雨量について、30 年とか 50 年とかいった言い方をしますが、長崎県の案件で言えば 100 年まで行きました。100 年に 1 回に耐えうる調整池。なんでこうなったかと言いますと、今まで降った雨で、戦後 4 回の災害に遭ったということなんですけど、その 4 回の雨には全部クリアできているのです。今の河川の整備状況で。100 年に 1 回の雨がどういうものかと言いますと、時間当たりの雨ではダメなんですよね。降り方のパターン、どういった状況で雨が降るのかといったことになってくるのです。そのパターンで言いますと、長崎では 8 通りのパターンを想定しているということなんですね。その 8 のうち、1 パターンで被害が出るということです。残りの 7 については、時間雨量で計算しても被害が出ないということなんですよ。 というような議論があるわけで、そうすると、今回の場合はそこまで極端な議論をする必要はないと思いますが、従来どのような雨の流れ方をしているのか、泥水が流れ出るのであれば、今回の事業計画によってどういった流れ方をするのか、例えば土砂を沈殿させるような調整池の設置が必要なのかどうかというあたりの議論。住民さんは自分たちでわかるというのは難しいことかもしれませんが、問題が起きないということがわかるような資料を示して説明してくださいと、素人が聞いても、これなら問題は起きないのだなということがわかるように説明してください。ということなのかな、と思います。 今度の見解書でそれがきちんとされているのかどうかということを皆さん検討される必要があるのではなかろうかと思います。これで本当に満たしているのかどうか、と。 納得がいく資料が出されていないのではなかろうか、説明をされていないのではないのか、という疑問が残るようであれば、工事事前の説明会があるとのことであるので、そこで、回答を要求するということが必要なのかなと思います。 だから私が言いたかったのは、このままでしょうがないということではないのですよ、ということを申し上げたかったわけであります。 意見の中で、大雨の洪水や土砂が流出するといった関係外でなにかありましたでしょうか。具体的にどういったことかと申しますと、反射光の問題ですね。他の案件で、メガソーラーの横にホテルがございまして、そこに反射光が来るのではないだろうかといった問題がありまして、非常にその点を心配されていた件がございまして、今のは一例ですが他に意見等がございましたでしょうか。 【委員】 反射光というより電磁波の問題については、意見として出されていたようでありましたが。 【事務局】 電磁波については一覧の 10 番目に記載がございまして、電磁波による健康

	被害や免疫機能を低下させるのではないかということが懸念されているということでございました。それに対する事業者からの見解も出されています。 【議長】 これ、事業者からの見解で資料は添付されているのですか。 ああ、ありますね。私の理解では答えになっていないと思います。詳しくはホームページでとありますが、そのホームページの資料はないのですか。これ、答えになっていないという意味は、今回の事業で設置した際に出される電磁波の資料が提出されていない。まず、自分がどのくらいの電磁波を出すのかがわからないと、検討のしようがない。ようするにそういうことだと思うんですよ。電磁波の健康への影響について影響がないと言えるのですか、と。そういうことはありません。強度によって影響が出ないはずがないんです。大事なのは、どの程度であれば大丈夫なのかと。電磁波によって健康被害がないということはまずありません。数字が高ければ必ず起きる。 「国際的なガイドラインで推奨されている限度値よりも低いばく露は健康への悪影響を何ら生じない、ということを示している」と答えている部分を資料としているが、限度値を超えたら被害が出るんですよ。これ、そういう意味ですよ。それより低ければ出ないのでしょうけれど。私どもは、そのガイドラインが本当なんですかという立場ですから、今、そのガイドラインも変えないといけないというところまでなっています。そこは置いておいて、ガイドラインがあるのは事実ですから、限度値より上であったらいけないわけですよね、自分たちの数値も表わさないで、基準を述べても答えにならない。このことについて、実際に距離との問題になるのでしょうが電磁波がどのくらい出るのかをデータとして提出してもらう。実際には反比例のグラフになるんでしょうね。 【委員】 実際には、この電力をインバーターか何かで集める設備が必要だと思うんですが、それをどこにするのかということがこれまでの資料を見る限り、確認できない。電力施設の絵が入っていない。おそらくその付近は温度が相当高くなるのではないかと。それが住宅地の近くとなればヒートアイランドに近いものになるのではないかと。 【議長】 私も本音で言いますと、このことが一番大きいと思っています。 今の言葉でお話しますと、発電した電気をどこからかで送り出すということになると思いますが、そうしますと送り出すときにはそれを一ケ所に集めると。集めたときが問題ですよね。大変な電力でありますから。今の話を聞いていて思ったことが、高圧の電力が送られてきますよね、その際に変電所があって電圧を落とすといったことになると思いますが、変電所で電圧を落とすときの電力というのがビックリするくらい高い。音も出ますよね。

	というあたりを答えていないですよ。そもそも自分が出す電磁波がどの程度のものか一切答えていない。電気を送り出す際に、どこかに施設を作らなければいけないのだけども、どこなんだろうか、と。当然工事の説明の際には答えていただきたい。問題は、そのときの数字を知りたいですよね。実際にどのくらいの数字なのか。今までの立証値があると思いますよ。当然そのあたりの数値も把握したうえでの事業であろうと思いますから。 残された課題がありそうだということにはなりますが、市長の意見が出され、きちんと審議してくださいといったことでありますが、今後の展開はどのようなことになっていきそうですか。 【オブザーバー】 先ほど市の意見を提出しましたと報告いたしましたが、今日森林審議会が開催されていまして、13 時から始まって、17 時くらいまではかかりそうだということで、結果については、今日はお出しできないところでありますが。 【議長】 それで、一定の意見交換がありますよね。で、それを受けてどうなるのですか。 【オブザーバー】 審議会の意見を含めたところで、福岡県が最終的な意見を出します。それがいつごろの時期になりますかということを尋ねましたら、それはわからないということで回答をいただいています。 【議長】 たとえば審議会で、意見がないということであれば別ですが、本日のこの審議会で意見がなされたことについて、疑問点が出されてとしますと、その場合は、それに対して資料提出を求めることができるのですか。 【オブザーバー】 県の審議会のことについてはどういった流れになるのかはわかりかねますが、本日の審議会でまとまるのか、市の審議会のように 2 回目 3 回目がなされるのか、そのあたりはわかりかねるところです。 【委員】 市長の意見は一度きりということですか。2 度目を求められたらどうか。 【オブザーバー】 そのあたりについては、2 度求められたことは今までありません。 【議長】 許可条件にかかわる問題があって、明らかに出された資料で答えにならないことになった場合は、不許可にするといったことはないと思うのですが、たしか資料提供を求めることであったと思うのですよ。 整理しますと、許可までに一定の期間があるといった場合に、市条例でいえばどうなりますでしょうか。 【事務局】 今、意見に対して見解が出ています。そして、今日、審議会の中で様々な

	意見をいただいたところであります。さきほど、これは見解になっていないのではないかとの意見が出されましたが、そのことにつきましては、再度事業者に対しては、資料を提出するように等の指導は行っていきます。 今後は、林地開発の許可不許可ということもございますが、条例上の手続きで申し上げますと、計画の変更等があるのであれば指導していきますし、もしもこの事業について許可が出れば、条例にもありますが、関係自治会等と事業者との協定書についての締結に向けた調整を諮っていくこととなっていくのではないかと思います。 【議長】 今のお答えで、先ほども出ていたように、事業終了後にどのようになるのかといったように、原状復帰、どういった現状復帰になるのかといったところでおそらく協定書といったことになるのではないかと思います。許可が出た場合ですよ。その許可出たときの協定書の内容、当然そこの議論になると思いますので、きちんと議論をされていた方がよいと思います。 全体の部分として、大丈夫であることが万が一大丈夫でなくなった際にとうするのか、そういったあたりの解決の仕方ですよね。 【委員】 お尋ねしますが、質問の中で、緑を残したくそのまま子供たちに残してあげたいといった愛着の問題ですね。それに対する答えが全くなかったということについて、なかなか今、お答えできない内容であるかもしれませんが、愛着もそうですが、風評被害とかいった、できた後の資産価値がどうなるといったことも想定されるところと思います。 もう一つは、総合戦略として今後、飯塚市は人口が減っていくという見解が示されています。そんな中で、どうやって人口を増やしていくのかということを真剣に考えていかなければいけないと思うのですが、市全体のこととして、あの場所にあれだけのパネルができることによって、風評被害を含めて、若い女性がここで子育てをしたくなるまちになるのかといったことが懸念され、長期的に見ると市長の意見からすると、都市マスタープランにおける地域のまちづくり方針との整合性は図られていません。と一言で終わっていますが、もうちょっと強調したほうがいいと思ったのですが、意見は締め切っているとのことでありました。 【委員】 私は先ほどから審議会に外れたようなことを意見していますが、許可が下りてからの協定書ではなくて、許可が下りる前に協定をしなければならないのではないかと思っています。 なぜなら、許可が下りてしまえば、ある意味、事業者の優位な状況になるのではないかと思います。ある程度、事前に調整をしておかないといけないのではないかと。要望をあらかじめ言っておくことが大事なのではないかと思います。何も言わないで、許可が下りてはい終わりではいけないのではないか。 こっちは、今こういうことを言って、こっちの要望を出して、市の要望が

	あるでしょうが。そういうことを今考えて、何か少しでも言っておかんと何も言わんで許可出て、はい終わり、開発しますよというたら向こうのペースになったら、結局地元の方は何にも得るものがない。だから、あのけやき台、あそこの住民の方は出来上がってしまっていると、まだ反対の方があるって、この人たちは何でいままでして何か得たものがあるのかなというのが心配だった、それを聞いたときは。だから、その自分のことを、今からはこういうことは絶対譲らんって、そういうことを持っとって、もし、なったとしてもこれだけはしてくださいよ、これがうちの条件ですというのは、私は持っとったほうがいいんじゃないかなと。これは審議会から離れるかもしれませんけどね。ということです。 【委員】 すみません。今さっき業者にですね、質問状というか資料提出を要求する機会がありましたらですね、先ほど言われましたように、今の水害の問題なんですが、水の流れと、それからパネルを設置した場合の具体的な水の流れがいかに問題がないかということを、ぜひ資料を出していただくように。というのがですね、前回もらったの、ものすごい数学の式が書いてありまして、絶対に大丈夫ですと、調整池はここ何百万、何㎥でということで書いてあります。でも、あの誰でも素人が見たらとても分かりませんので、ちょっと具体的な水の流れとですね。というのがですね、許可をする1つの大きな要件、水害の防止、10条の2、第2項の第1号の2、水害の防止というのが大きく出てますよね。それが発生する恐れがある場合は許可をしないというようなこともあるので。現にですね、やっぱり住民の方は水害とか、それからやっぱり山崩れとかにものすごく懸念されておりますので、その資料がもし要求する機会があればぜひ業者の人にやっていただくように言ってください。 【議長】 言う話の部分で、私の理解でちょっと間違っていたら訂正してください。先ほどもちょっと言う話になりましたけれども、申請書に数字は出てると思うんですよ。そして、許可条件に合う数字になっていると思います。当然のことだと思います。だから、やっぱり、これ地元の皆さん方ですけど、これおかしいよというところを少なくとも指摘ぐらいはしないと、中々そうはならないんじゃないかなというふうに思うんですよ。で、明らかに説明がしてないものはね、資料出せという要求になると思いますけど。水の流れていうような、水量計算なんていうのはきちんとしてあるんじゃないでしょうか。きちんとというか、正しいかどうかというのは別としてね。してあると思うので、その問題提起はやっぱり具体的に現地から見てこれおかしいよね、こんなことになる訳ないでしょうがというのがあれば、その指摘ですよね。数字がいちいち素人の皆さん方に言えないにしても、例えば流れがこっちに行くわけないよねとかね、分かりやすくいうと。これもいらない話ですが、水俣で大きな廃棄物の処分場を作ろうとしたんです。で、ボーリング調査資料が出てきたので、こうして眺めてましたら、水俣

	の地下水の流れって面白いんだねって、私嫌味言ったんですが、低いところから高いところに地下水が流れるんですよ、っていう資料になってる訳です。えーって、水俣っていうのはこんな面白い町なのかと嫌味言った。 これ、答えはある意味簡単で、実は違うんですよ。要するに地下水って 1 つじゃありませんから層があるから、その層を知らん顔して 1 つの資料でまとめるもんだから、低いところから高いところに水が流れてることになってる、というようなことがある訳です。ですが、中々素人の方で見て分かるというのは難しいから、本当は専門家意見を聞けたら一番いいんでしょうけど、だけどやっぱり、現地の常識から見ておかしいことが書いてあったら、いや、これおかしいよねと。たぶん、何と言うか、書類を作られた方は、現地をよく知らないコンサルタントの方が、文字通り数字だけを見て書いたんだと思いますからね。ということじゃなかろうかと思うんですけどね。 いずれにしても、地元の皆さん方からこういう問題点について答えが出てないじゃないかと、あるいはこういう点について、きちんともう少し説明が聞きたいという要件がありましたらどんどん出していただければいいんじゃないでしょうか。 それで対応していただけるんじゃないかと思いますからね。 というあたりで、そうしますとですね、もういっぺんですが、一定の開発許可の結論が、まあいつ出るのかはともかく出る。それも見ながら、対応はさらに検討するということになりますかね。 【事務局】 そうですね。今、おっしゃったようにこの開発に関しては、県の方で本日をもって審議に入ったというところで、その時期がですね、許可、不許可の決定がされる時期がいつ終わるか分からないというところですけれども、もし万が一ですね許可になれば、当然事業者側は工事ということが次に考えられることであって、その工事となれば、さっき言ったように事前にですね、例えば水の問題にしても、土砂の問題にしても、それは当然事業者が住民さん、周辺住民さんには説明責任はあるでしょうし、そういうところは私どももやってくださいよと言っていくということになっていきますので、その許可がいつ出るのか、不許可になるのかというところが、ちょっと、注目すべき点だろうとは今のところ思っています。 【議長】 ありがとうございました。というあたりで、本日は終了してよろしいでしょうか。 現状ではこういうことかなというふうに思います。 じゃあ、長時間にわたりまして審議いただいてありがとうございました。 改めて、今日、私が遅刻いたしまして大変申し訳ございませんでした。お詫びいたします。それでは、事務局にお返しします。 【事務局】 今日は、委員の皆様方、熱心に審議いただきましてありがとうございます。

	会長も言われましたけれども、またこの問題については審議していただくことになろうかと思います。委員さんにはいろいろご苦労かけるかと思いますけれど、よろしくお願いいたします。本日は、これをもちまして自然環境保全対策審議会を終了させていただきたいと思います。ありがとうございました。
会 議 資 料	飯塚市自然環境保全対策審議会における審議事項等について ①白旗山メガソーラー建設計画に関する意見及び見解一覧表 ②森林法第 10 条の 2 に関する意見 ③見解書
公開・非公開の別	1　公開　　2　一部公開　　3　非公開 （傍聴者 5 人）
そ　の　他	

市民文教委員会資料
平成 28 年 1 月 14 日提出

意見及び見解
一　覧　表

白旗山メガソーラー建設計画に関する意見及び見解一覧表

No	意見書内容（要旨）	見　　解	添付資料
1	どれだけ森林開発して緑豊かな飯塚をなくしてしまうつもりなのか。環境問題は後々のことを考えていただきたい。	太陽光発電事業は、地球温暖化防止という、これからの地球環境を考えた施策の一つとして取り組んでいます。 森林開発については、福岡県の林地開発許可申請の「相当面積の森林又は緑地の残置又は造成」に関する技術審査基準に示されている数値を守り、環境の保全を図る計画です。弊社としては、この基準を満たす案として申請中です。	1-1　地球温暖化対策の推進に関する法律 1-2　福岡県、林地開発許可申請の手引き 1-3　林地開発許可申請書頭紙 1-4　説明会報告書
2	計画平面図だけでは把握できないが、周囲は住宅地であり、降雨による災害が心配。 下流側の住宅地に住む者にとっては生命・財産の問題である。 これを保護するために計画を中止するべき。 市長は、市民の生命・財産を守るため、責任を全うしてほしい。	この意見に関しては、弊社が見解を示すところではないものと考えます。	なし
3	メガソーラー発電所事業及び工事についての地元説明会の開催をお願いしたい。	既に、数回にわたり地元説明会を開催済みです。	3-1　説明会開催案内
4	メガソーラー発電所工事について、協定書・覚書を事業者、市及び地元団体間で締結してほしい。	双方が合意できる内容であれば、協定の締結に努めます。 なお、この協定締結の一員として飯塚市が加わるかどうかは、弊社が見解を示すところではないものと考えます。	なし
5	けやき台調整池から泥水が相田川・建花寺川に流	メガソーラーの規模（モジュール等の敷設規模）	なし

白旗山メガソーラー建設計画に関する意見及び見解一覧表

	れ込み、河川環境悪化はもちろんであるが、水質悪化も繰り返しており、ほたるのエサになる川ニナを放流していたが、すべて死滅した。いいづか環境会議も次世代に自然を残すため、森林保全と河川浄化に取り組んでいる。計画の大幅縮小をお願いしたい。 白旗山の森林は貴重な動植物が残るところであり、地域住民の宝です。【写真添付あり】	については、既に、経済産業省の設備認定及び九州電力と固定価格買取りの手続きを終了しております。縮小は困難です。	
6	地元に親しまれ、歴史的にも由緒ある白旗山が壊され消えようとしている。伊岐須小学校・二瀬中学校から黒く覆われた白旗山が間近に見られる、子どもたちには大人のすることがどう写るであろうか。子どもたちは緑の環境で育てるべきではないだろうか。 市長が言われる「住みたくなる街」人口増加にブレーキがかかるのではないか。 現在（白旗山で）行われている工事について、雨が降ると相田川に黄色い濁水が数日間流れ続けている。 これ以上、緑の里山を壊さない事を切に願っている。	緑の環境については、福岡県の林地開発許可申請の「相当面積の森林又は緑地の残置又は造成」に関する技術審査基準に示されている数値を守り、環境の保全を図る計画です。弊社としては、この基準を満たす案として申請中です。 弊社の開発に関する、工事中及び完成後の土砂流出防止対策は、住民説明会などで説明しております。	6-1　福岡県、林地開発許可申請の手引き 6-2　林地開発許可申請書頭紙 6-3　説明会報告書
7	森林は地域の環境を支える大きな力を持っている。それを壊して太陽光パネル設置には反対。 けやき台団地の上にパネルが設置されてから雨のたびに相田川に黄色の水が流れ残念である。	この意見に関しては、弊社が見解を示すところではないものと考えます。	なし

白旗山メガソーラー建設計画に関する意見及び見解一覧表

	ボランティアの方々が植林をされている一方で、森林を伐採してまで太陽光パネルを設置するのに理解できない。 白旗山は毎日、この地域に生活している人が目にする景色。その緑を太陽光パネルに変えてほしくない。行政の力にて阻止してほしい。		
8	閑静な住宅街のど真ん中に貴重な森林を開発してのメガソーラー開発事業に反対。 過去 40 年余、大きな風水害に見舞われず、これからも自然に囲まれ自然を愛して安心・安全に暮らしたい、それだけの気持ち。 開発に伴い、多くの費用と災害を引き起こすリスクがあるのに、なぜ、この地この場所なのか。 隣接する地域住民の不安と意見に注視して、事業を中止してほしい。	弊社としては、福岡県の林地開発許可申請に関する基準を十分に満たす案として申請中です。 この地、この場所については、弊社の九州工場が飯塚市内にあり、現地にも近く、完成後のメインテナンスや緊急時対応のこと等を考慮したもので、説明会などで何度も説明しております。	8-1　福岡県、林地開発許可申請の手引き 8-2　林地開発許可申請書頭紙 8-3　説明会報告書 8-4　幸袋地区住民説明会あいさつ文
9	メガソーラーが必要でも、自然を壊してまで作る必要はない。これだけの木が育つのに何年かかると思うか。 山の凹凸や木々によって雨水調整できているのに、傾斜を雨が一気に流れる様は恐い。 危険以外、何の利も考えられない。住民の生活を脅かすだけ。風が吹いたらどうするのか。ネジ一本でも緩んだら、土台が不安定だったらどうするのか。 26%残しているという緑地も廻り 30mの目隠し	この事業は、福岡県に森林法に基づく林地開発許可申請を提出、審査の上、許可を得て開発行為を行うものです。審査の中で本件計画が、「災害の防止」、「水害の防止」、「水の確保」、「環境の保全」などについて、審査基準に適合しているか判断されるものです。弊社としては、この基準を満たす案として申請中です。 パネルの耐風性については、行政の基準を満たす構造とすること、地盤の強度を確かめながら施工することなどを、説明会などで説明しております。	9-1　福岡県、林地開発許可申請の手引き 9-2　林地開発許可申請書頭紙 9-3　説明会報告書 9-4　NHK クローズアップ現代「急増する野生動物被害～拡大の実態～」 9-5　旧前原市における GIS を使ったイノシシ被害調査、発表レジメ 9-6　国土交通省「土砂災害防止法の概要」

白旗山メガソーラー建設計画に関する意見及び見解一覧表

	植林でカムフラージュ以外何ものでもない。 ため池や側溝もまったく納得できない。現場は図面通りに水が流れると思ったら大間違い。 少しの緑で鳥は残ってくれたとしても、今のきれいな空気は山の木々や草々の同化作用のおかげ。 動物たちを私たちから奪わないでほしい。いのしし・鹿・さる等が住宅へ下りてきたら市が対応してくれるのか。 一条が責任を持つと言ったが、下請け孫請け等入って信用できない。 危険箇所の改善とメガソーラー設置は別問題。なぜ一緒に考えるのか。	野生動物については、自然環境や私たちの生活習慣の変化により、野生動物の棲息空間とヒトの居住地域が、今までより接近してきていることが、原因の一つと言われています。この点、開発区域が一つのバリアになるのではないかと考えます。 なお、市の対応については、弊社が見解を示すところではないものと考えます。 事業全体を通じて、弊社は、事業主及び発注者として責任を持ちます。 危険個所の改善は、メガソーラー設置にかかる林地開発行為の中で、土砂災害防止法の警戒区域、特別警戒区域の改善・解消が図られるもので、別のものではないと考えています。	9-7　土砂災害ハザードマップ（二瀬地区） 9-8　土砂災害ハザードマップ（幸袋地区）
10	土石流や水害の恐れがある。 自然破壊によって空気が悪くなる。 電磁波による健康被害、免疫機能を低下させる。	この事業は、福岡県に森林法に基づく林地開発許可申請を提出、審査の上、許可を得て開発行為を行うものです。審査の中で本件計画が、「災害の防止」、「水害の防止」、「水の確保」、「環境の保全」などについて、審査基準に適合しているか判断されるものです。弊社としては、この基準を満たす案として申請中です。 土石流など、土砂災害の防止は開発行為の中で改善が図られることを、説明会などで何度も説明しています。 電磁波による健康被害については、環境省のパンフレットなどでＷＨＯの「電磁過敏症の症状を電	10-1　福岡県、林地開発許可申請の手引き 10-2　林地開発許可申請書頭紙 10-3　説明会報告書 10-4　国土交通省「土砂災害防止法の概要」 10-5　土砂災害ハザードマップ（二瀬地区） 10-6　土砂災害ハザードマップ（幸袋地区） 10-7　環境省「身のまわりの電磁界について－概要版－」

白旗山メガソーラー建設計画に関する意見及び見解一覧表

		磁界ばく露と結び付ける科学的根拠はありません」という見解が示されています。	
11	今回の大規模なメガソーラー建設は、まさに飯塚市自然環境保全条例の目的を根幹から覆すことではないかと思う。 白旗山の緑をなくすことは、自然環境の破壊。 メガソーラーによる健康被害が考えられる。 台風・大雨等により、太陽光パネルが凶器になる。	この事業は、福岡県に森林法に基づく林地開発許可申請を提出、審査の上、許可を得て開発行為を行うものです。審査の中で本件計画が、「災害の防止」、「水害の防止」、「水の確保」、「環境の保全」などについて、審査基準に適合しているか判断されるものです。弊社としては、この基準を満たす案として申請中です。 電磁波による健康被害については、環境省のパンフレットなどでWHOの「電磁過敏症の症状を電磁界ばく露と結び付ける科学的根拠はありません」という見解が示されています。 パネルの耐風性については、行政の基準以上を満たす耐力を持たせること、地盤の強度を確かめながら施工することなどを、説明会などで何度も説明しております。	11-1　福岡県、林地開発許可申請の手引き 11-2　林地開発許可申請書頭紙 11-3　説明会報告書 11-4　環境省「身のまわりの電磁界について－概要版－」
12	今まで窓から見えていた緑が、メガソーラーパネルになることで、生活環境が一変するのは耐えられない。 今までのような静かな自然と毎日を保つために計画をやめてほしい。 災害が起きた時の事を考えると恐ろしい。	この事業は、福岡県に森林法に基づく林地開発許可申請を提出、審査の上、許可を得て開発行為を行うものです。審査の中で本件計画が、「災害の防止」、「水害の防止」、「水の確保」、「環境の保全」などについて、審査基準に適合しているか判断されるものです。弊社としては、この基準を満たす案として申請中です。 また災害が起きないよう最善をつくします。	12-1　福岡県、林地開発許可申請の手引き 12-2　林地開発許可申請書頭紙

白旗山メガソーラー建設計画に関する意見及び見解一覧表

13	自然環境保全条例第 1 条に記載していることについて、一条工務店の開発は住民に多大な不安を招いている。阻止することが大切なのではないか。 市は市の利益のみを考えて、住民の生命・財産が脅かされそうにしている現状を見て見ぬふりをしているように感じる。白旗山の森林を伐採してのメガソーラー開発に多くの反対署名が集まっている。強引に進めていい事業なのか。 土砂災害警戒区域だが、森林伐採してパネルの山になる方が恐怖。山の木や土は雨水を吸収するが、ガラスのパネルは吸水力ナシ。雨水が一気にパネルの坂を流れ落ちてくる。木は防風林の役をしてくれる。パネルは逆で、飛散して住宅を破壊する。住民は異常気象が起こっている近年、脅えて暮らすことになる。 炭坑の坑道が通っているところに調整池を作って、池が決壊する恐れがある。大量の蚊が発生し、伝染病になるのではないか。 一条さんは反感を買うより、森林公園を作られて、飯塚のために役立って下さい。 住宅密集地の山のメガソーラー開発は危険です。	この事業の進め方については、「飯塚市自然環境保全条例」の規定に従った住民説明会を開催した外、任意の説明会を開催し、事業計画を説明しています。 この事業は、福岡県に森林法に基づく林地開発許可申請を提出、審査の上、許可を得て開発行為を行うものです。審査の中で本件計画が、「災害の防止」、「水害の防止」、「水の確保」、「環境の保全」などについて、審査基準に適合しているか判断されるものです。弊社としては、この基準を満たす案として申請中です。 調整池の設置については、ボーリング調査や資料調査を行っています。それらを検討し、必要があれば、工事実施の際、対策を考えていきます。	13-1　飯塚市自然環境保全条例 13-2　説明会開催案内 13-3　福岡県、林地開発許可申請の手引き 13-4　林地開発許可申請書頭紙 13-5　ボーリング調査位置図
14	森林伐採・環境破壊反対。 市政は住民の生命・生活を厳守するという重大な責務を有している。土砂災害警戒区域の白旗山の森林開発（メガソーラ発電）は環境破壊になる。	この事業は、福岡県に森林法に基づく林地開発許可申請を提出、審査の上、許可を得て開発行為を行うものです。審査の中で本件計画が、「災害の防止」、「水害の防止」、「水の確保」、「環境の保全」	14-1　福岡県、林地開発許可申請の手引き 14-2　林地開発許可申請書頭紙 14-3　説明会報告書

白旗山メガソーラー建設計画に関する意見及び見解一覧表

	周辺住民の生命・生活への危険が増大する。禿山となった山の再生は不可能でしょう。 ５万枚のメガソーラーは、景観・風情を大きく損失させる。 企業は、周辺住民の支援無くして成り立ちません。もっと歓迎される場所を選ぶべきです。	などについて、審査基準に適合しているか判断されるものです。弊社としては、この基準を満たす案として申請中です。 場所の選定については、弊社の九州工場が飯塚市内にあり、現地にも近く、完成後のメインテナンスや緊急時対応のこと等を考慮して取り組んでいるもので、説明会などで何度も説明しております。	14-4　幸袋地区住民説明会あいさつ文
15	森林を切り開き、住民不安にする大規模太陽光発電所は大反対。 大雨のたびに土砂災害の危険にさらされ、心配です。 猪・鹿・猿・蛇は住宅地に住民を襲いに来て食物を探し回る。 住民が意見を述べて、はじめて貯水池を造る、ボーリングをするとか不安ばかり増す。一条工務店は信用できない。 森林を伐採することはやめてください。	この事業は、福岡県に森林法に基づく林地開発許可申請を提出、審査の上、許可を得て開発行為を行うものです。審査の中で本件計画が、「災害の防止」、「水害の防止」、「水の確保」、「環境の保全」などについて、審査基準に適合しているか判断されるものです。弊社としては、この基準を満たす案として申請中です。 開発地及び周辺の一部は、既に土砂災害防止に基づく、「土砂災害警戒区域」、「特別警戒区域」の指定がされています。今回の開発行為に伴って、この状況の解消を図る計画となっています。 野生動物による被害については、自然環境や私たちの生活習慣の変化により、野生動物の棲息空間とヒトの居住地域が、今までより接近してきていることが、原因の一つと言われています。この点、開発区域が一つのバリアになるのではないかと考えています。 住民の方から寄せられる意見の中には、弊社の事	15-1　福岡県、林地開発許可申請の手引き 15-2　林地開発許可申請書頭紙 15-3　説明会報告書 15-4　NHK クローズアップ現代「急増する野生動物被害～拡大の実態～」

白旗山メガソーラー建設計画に関する意見及び見解一覧表

		業計画を進める上で参考になるものもあると受け取っております。	
16	森林を伐採することで自然環境が破壊されること。 ソーラーパネルを設置することにより、異常気象・土砂災害への不安。	この事業は、福岡県に森林法に基づく林地開発許可申請を提出、審査の上、許可を得て開発行為を行うものです。審査の中で本件計画が、災害の防止、水害の防止、水の確保、環境の保全などについて、審査基準に適合しているか判断されるものです。弊社としては、この基準を満たす案として申請中です。 開発地及び周辺の一部は、既に土砂災害防止に基づく、土砂災害警戒区域、特別警戒区域の指定がされています。今回の開発行為に伴って、この状況の解消を図る計画となっています。	16-1　福岡県、林地開発許可申請の手引き 16-2　林地開発許可申請書頭紙 16-3　国土交通省「土砂災害防止法の概要」
17	今回の事業計画には反対。その理由として、白旗山周辺の山々は坑道がたくさんあり、ボタ山となって存在する箇所があり、県が指定した土砂災害警戒区域になっている。 このような泥弱な地盤が丸裸になれば、陥没事故等の大事故を招くと思う。土砂災害特別警戒区域が 40 年間、一度も災害事故が起きていないのは森林による保水効果だと思う。 一条工務店のメガソーラー計画は、森林の伐採にて環境破壊につながり、安全な生活環境が守れることはできないと思う。斜面を 30 度以内にすることで土砂災害が解消できると言っていたが、11 月	この事業は、福岡県に森林法に基づく林地開発許可申請を提出、審査の上、許可を得て開発行為を行うものです。審査の中で本件計画が、「災害の防止」、「水害の防止」、「水の確保」、「環境の保全」などについて、審査基準に適合しているか判断されるものです。弊社としては、この基準を満たす案として申請中です。 土砂災害防止法の警戒区域などの解消は、今回の開発行為で、法令に示す指定基準を外れる地形などに改善・改良することによるものです。 市に関する意見は、弊社が見解を示すところではないものと考えます。	17-1　福岡県、林地開発許可申請の手引き 17-2　林地開発許可申請書頭紙 17-3　国土交通省「土砂災害防止法の概要」

白旗山メガソーラー建設計画に関する意見及び見解一覧表

	2 日の県議会で県砂防課は解消できると発言していないとのことであり、一条と市が虚偽しあっているのであれば、市民を愚弄するものである。 市長は良識ある意見書を県森林審議会に提出してください。 ソーラーパネルの基礎・架台図を提示すべきである。 造成森林の植樹はすぐに成長しないので、開発行為をする森林とすべき。	ソーラーパネルの基礎・架台図は、工事説明会の開催時に提示する予定です。	
18	近年の地球温暖化による影響。インドネシアを襲ったスーパー台風のような台風に襲われたら57,000枚のソーラーパネルは周辺住民にとって計り知れない凶器となり、恐怖である。 ソーラーパネル設置の安全基準が確立されていない以上、設置すべきでない。 巨大なメガソーラーは安全性において設置すべきでない。 工事期間中の騒音、この環境の悪化に耐えられない住民にはどのようにするのか。病気・精神不安定になった住民に救いはあるのか。	スーパー台風の我が国への襲来は、このまま地球温暖化が続いた場合に想定されているものです。 太陽光発電事業は、このような事態になることを防ぐための、地球温暖化防止施策の一つとして取り組んでいます。 ソーラーパネルの設置に特別の基準はありませんが、遵守すべき法令や基準があり、それに従って設計などを行っています。 工事中の騒音などの対策については、「低騒音型の建設機械の使用」など、説明会で説明しています。	18-1　地球温暖化に伴いスーパー台風の強度増大 18-2　地球温暖化対策の推進に関する法律 18-3　説明会報告書
19	市は住民が安全な暮らしができるように行政をおこなっていくのが市長及び議員の仕事ではないか。 住民が反対している自然を壊してでもメガソーラー発電所は必要なのか。	この意見に関しては、弊社が見解を示すところではないものと考えます。	なし

白旗山メガソーラー建設計画に関する意見及び見解一覧表

20	自然環境が破壊されるので、工事に反対する。	この事業は、福岡県に森林法に基づく林地開発許可申請を提出し、審査を経て、許可を得て開発行為を行うものです。審査の中で本件計画が、「災害の防止」、「水害の防止」、「水の確保」、「環境の保全」などについて、審査基準に適合しているか判断されるものです。弊社としては、この基準を満たす案として申請中です。	20-1　福岡県、林地開発許可申請の手引き 20-2　林地開発許可申請書頭紙
21	森林伐採と CO2 削減量の比較では、開発地全体を杉林として計画している 16.5mw のソーラー発電で CO2 の量が 8035 ㌧／年との事だが、杉の木の 1 年間の CO2 吸収量は 14 ㎏と一条さんは言っているが、8035 ㌧／年を吸収するには 574000 本必要と言うが本当か。 開発地の現在の CO2 吸収量は何トンになるのか。	森林（樹木）は光合成でＣＯ２を吸収し、Ｏ２を大気中に放出する一方、呼吸によりＣＯ２を吐き出しています。光合成を単純に言えば「大気中の二酸化炭素を吸収して、炭素を有機物として幹や枝などに蓄えて樹木が成長する」ということになります。 スギの木（樹齢８０年）１本が１年間に吸収する二酸化炭素の量１４kg という数値については、林野庁の資料から引用しております。 樹木の炭素固定量、つまり二酸化炭素吸収量は樹齢や成長速度によります。広葉樹は針葉樹に比べ成長力が旺盛ではないので、二酸化炭素吸収量も少なくなっています。 開発地は広葉樹であり、スギ林と仮定した場合と比べて、二酸化炭素吸収量が著しく多くなることは考えられません。	21-1　CO2 吸収源としての森 21-2　１年当たりの森林の（幹・枝葉・根）による炭素吸収の平均的な量 21-3　とやま　木と住まい
22	34ha の開発予定地の動物たちはどこに行くのか。周辺部へ移動するのか。動物被害は拡大拡散は防	この意見に関しては、弊社が見解を示すところではありません。	なし

白旗山メガソーラー建設計画に関する意見及び見解一覧表

	げるのか。		
23	市長はメガソーラーの側に6～7mの場所に家を建てますか。 それで反対です。	この意見については、弊社が見解を示すところではないものと考えます。	なし
24	市役所は住民の声に耳を傾けたか。 住民説明会への出席はどうして出席できないのか。	市の意見に関しては、弊社が見解を示すところではないものと考えます。	なし
25	計画地は地下に坑道が無数にあり、炭坑閉山時には坑道に水を入れて陥没を防いでいた。今後、保水能力が落ちれば坑道が陥没が見られ、計画中の排水路や側溝が崩壊する可能性があるが、絶対に崩壊しない対策はあるのか。	炭鉱跡の被害、いわゆる鉱害はどのようなものがあるか、その対策はどのようなものがあるかについては、資料収集等を行っております。 地質調査も行っており、それらを検討し、必要があれば、工事実施の際、対策を考えてまいります。	25-1　飯塚市史 25-2　二瀬町誌 25-3　幸袋町誌 25-4　石炭経過業務の概要など（JOGMEC） 25-5　古洞（石炭採掘跡空洞）の調査・対策 25-6　ボーリング調査位置図
26	立木・竹伐のチップ化するとのことだが、計画がはっきりしていない。この規模であれば、チップ工場の建設又は外部搬出が必要と考える。造成工事が始まれば伐採木が埋められる可能性が否定できないが、その点の計画はどうなっているのか。	この事業では、伐採した樹木等を原則として外に出さないということから、チップ化して現地で利用することを考えたものです。ただし、現地で利用する方法として、一度にチップ化するのではなく、杭や竹材そのものとして利用する方法も考えられます。 工事実施までに、樹木、タケ類など、現地の植生状況を調査し、その他の方法も含めて検討する考えです。	なし
27	市長は、メガソーラーのエコと森・里山のエコの	市の意見に関しては、弊社が見解を示すところで	なし

白旗山メガソーラー建設計画に関する意見及び見解一覧表

	どちらを取るか。 充分考えてください。	はないものと考えます。	
28	地球にはいろんな動植物がいて、人間がいる。そんな中で次から次へと山が削られていいのでしょうか。 自然は簡単には甦りません。貴重な植物が伐採され、動物が住みかを追われ。もっと考えてもらいたい。	この事業は、福岡県に森林法に基づく林地開発許可申請を提出、審査の上、許可を得て開発行為を行うものです。審査の中で本件計画が、「災害の防止」、「水害の防止」、「水の確保」、「環境の保全」などについて、審査基準に適合しているか判断されるものです。弊社としては、この基準を満たす案として申請中です。	28-1　福岡県、林地開発許可申請の手引き 28-2　林地開発許可申請書頭紙

市民文教委員会資料

平成 28 年 1 月 14 日

森林法第１０条の２に関する意見

提出日　　平成２７年１２月１８日

写

27飯経農第620号
平成27年12月18日

福岡県知事　殿

飯塚市長　　齊藤　守史

森林法第10条の2に関する意見

当該開発行為に関する意見は下記のとおりです。今回の開発行為は本市においては過去に例を見ないもの（太陽光パネル設置用地の面積、住宅団地等の近接等）であり、本市の都市マスタープランにおける地域のまちづくり方針との整合性は図られておりません。許可権者である福岡県の指導の下、災害、水害、水の確保、環境保全に対する対策措置がなされるものと思いますが、許可の判断におきましては、適切な立地計画であるかを基本として、下記の意見を十分にご理解のうえ、当該開発行為周辺住民の安全・安心を第一に考えて、充分な審議と判断をいただきますよう願いします。また、許可する場合には周辺住民の不安が払しょくされ、住民の十二分な安全・安心のため、許可基準を上回った最大限の対策措置や森林法第10条の2に規定するおそれに対する最大限の対策措置を講じるよう福岡県による指導と責任の全うをお願いします。また、計画地内における同法の条件で確保される緑地については、住宅と隣接する箇所に配置させてください。尚、平成27年12月7日付けで、本市市議会に開発中止を求める請願書が提出され、12月11日に所管の市議会市民文教委員会付託となり、12月15日に開催された同委員会における審議の概要は別紙のとおりです。

記

申請者	（住所）東京都江東区木場5丁目10番10号 （氏名）株式会社一条工務店　代表取締役　宮地　剛
開発行為に係る森林の所在場所	飯塚市伊岐須字井手浦1番1外
開発行為の目的	事業場用地（太陽光パネル）の造成
市町村の土地利用上からみた意見について	① 飯塚市自然環境保全条例等に関して、所管の環境整備課からの意見は別添のとおり。【環境整備課】 ② 建築物を建築する際には、土地利用計画によっては、都市計画法29条の開発許可が必要になる場合があるので注意すること。【都市計画課】 ③ 調整池については、その機能を損なわないよう十分な機能確認、管理を行い、近隣の農業用施設への土砂流出、濁水等がないようにすること。また、農業施設に支障が出た場合は申請者において原型復旧すること。【農業土木課】 ④ 文化財の有無については、照会があったことから回答文書を送付しているが、当該地は白旗山城が存在し、工事計画等から試掘調査が必要であると回答している。伐採後に試掘調査に入るが、試掘調査の日程調整をお願いするとともに、調査の結果、文化財が確認された場合は、その取り扱いについて文化財保護に関する協議を行うこと。【文化課】 ⑤ 隣接する上水道施設（ポンプ場、配水池）は、市民生活に直接影響するライフラインの重要施設であるため、被害を与えないこと。【上水道課】
(1) 災害防止機能について	① 当該開発区域には、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が6箇所あり、開発に伴う土砂災害等、人命に係る深刻な被害が発生する恐れがあるため、施工中、施工後に関わらずいかなる災害も誘因となることがないように施工し、民地や道路等に土砂の流出が発生した際には迅速に対応すること。【防災安全課】 ② 工事施工中における土砂、濁水等が流出しないよう施工すること。【土木管理課】 ③ 開発行為により、当該森林の周辺地域（農地を含む）において土砂流出、崩壊、その他の災害を引き起こさないこと。【農林振興課】【農業委員会】

(2) 水害防止機能について	① 開発区域からの雨水流出について、流出抑制を計画、検討し、下流域に浸水被害のないよう実施すること。【土木管理課・都市計画課・土木建設課】 ② 周辺地域には住宅地があり、浸水危険区域も存在することから、雨水抑制対策及び周辺住民、流末地区住民の理解が得られるよう配慮すること。【建設総務課】 ③ 当該森林の水害防止機能に依存する地域に水害を引き起こさないこと。【農林振興課】
(3) 水源涵養機能について	① 森林の保続培養及び水源涵養機能に支障を生じさせないこと。【農林振興課】
(4) 環境保全機能について	① 当該森林の環境保全機能に依存する地域の環境を悪化させることのないようにすること。【農林振興課】
そ　の　他	開発目的の変更等が生じたときは、関連する各種手続きについて遺漏の無いよう指導を行うこと。

森林法第10条の2に関する意見

環境整備課	当該事業計画につきましては、平成27年9月14日及び10月13日（追加資料提出）付けで飯塚市自然環境保全条例に基づく届出がなされ、それに伴い、市民等を対象にした事業説明会及び事業計画書の閲覧が終了し、現在、当該事業に関する市民からの意見書を受け付けている（11月28日迄）ところです。 その事業説明会の中で、様々な意見が出されていますので、その主なものを次に列挙いたします。 【 意見 】 ○事業計画地は、地盤が緩いところであり、以前に陥没が見られた場所もあるため、地盤の強度や地震の際の耐震は十分であるか。 ○隣接する家屋等の影響調査を実施していただきたい。 ○近年の異常気象によるゲリラ豪雨での水害や土砂災害を防ぐための万全な対策をお願いしたい（調整池容量等）。 ○有害鳥獣（イノシシ等）が住宅地に侵入してくることがないよう対策していただきたい。 ○森林伐採により、将来的に地下浸透水（井戸水）が確保できるのか。 ○工事運搬車両等による交通安全対策、通勤通学時の安全を確保するための対策はどのようにされるのか。 ○埋蔵文化財の有無についての調査、また、文化財が発見された場合の対応はどうされるのか・・・・・etc 上記のように、当該事業計画に関しましては、周辺住民等から不安視する声が多数でありますことから、本市においても、関係機関（飯塚市自然環境保全対策審議会等）から専門的ご意見を伺うなど、対応を図っているところであります。 このような状況を鑑み、当該事業計画に係る内容（造成工事等）について十分に協議、検証して頂くとともに、今後、周辺住民の生活環境に悪影響を与えることのないよう、対応を図る、又は対策を講ずることに努めるよう指導をお願いします。

飯塚市議会市民文教委員会審議概要

１．開催日

平成２７年１２月１５日　午前１０時００分～

２．案　件

請願第４号　一条工務店の白旗山メガソーラー開発に関する請願

３．請願事項

白旗山の山頂を含めて森林を大規模に開発する㈱一条工務店の太陽光発電設備（メガソーラー）設置について、飯塚市議会において開発中止を求める決議をしていただくよう請願する。

４．請願について紹介議員の説明

１）白旗山周辺には住宅地が広がり、１３自治会８，７００人を越す人々が暮らしている。この山から流れ出た水は、建花寺川や庄司川に流れ込んでおり、この下流域は大雨のたびに浸水被害が出ているところである。この山を削れば、どういう事になるのか住民の皆さんから不安の声が上がるのは当然である。

２）一条工務店が行った住民説明会の中で住民の皆さんから出た意見は、谷を土砂で埋めることによって危険が大きくなるのではないか。住宅地の真上に大規模な調整池を造って、想定外の集中豪雨のときどうなるのか。また、台風など、強風による太陽光パネルの飛散。また、石炭を掘った坑道の空洞の陥没による危険。といった意見や不安の声がある。

３）特に調整池については大雨が降れば、巨大な調整池ではオーバーフローする際の危険がある。また、この調整池予定地の辺りに排気口があったというふうにいわれている。地下の坑道が走っているのではないかと思われるところに池を造り、水を貯めて底が抜けるというようなことが起これば、この辺りは高台で、周りに住宅が広がっている状況から、どういうことになるかを考えると本当に恐ろしい気持ちである。

４）白旗山一帯は、市が総合計画や都市マスタープランにおいて土砂災害等や水害の危険性を周知するとともに、緑あふれる環境を保全する地域として位置づけられている。いわゆる危険地帯が、土砂災害危険区域・特別区域というのが無数にあるところである。多くの住民の方がこの裾野や谷間に暮らしており、このような立地条件のもとでこれほど大規模なメガソーラー開発を行うことがどれだけ危険かは火を見るよりも明らかである。

５）多くの皆さんが安全なところで安心して暮らしたい、こういうふうに日々思われているところである。住民の命と財産を守る立場にある飯塚市において、是非とも、開発の中止を求める決議をしていただきますようお願いする。

５．審議の概要

（１）委員からの要求により配布した、土地利用計画図、排水計画図、防災計画平面図、調整池断面図等に基づき、執行部による概要説明を行う。

（２）意見等

①災害、水害、水の確保、環境保全に対する対策措置、またその対策が科学的に有効

だと判断できるのか。

（執行部答弁）

調整池について、適応基準が３０年の確率対応であるが、今回は５０年の確率対応での計画である。

②地域の方々の心配はよくわかるし、かなり広大な土地の開発計画で、環境保全の部分からきっちりした指導がなされなければならないが、議会としてまだ判断をできかねる部分がある。もう少し中身について勉強させていただきたいと思うし、掘り下げた調査なりの必要を感じており、色々な資料等もお願いしたいと考える。

また、メガソーラーの設置に関しては、県市長会から国に対して、適正に立地が行われるように具体的な法整備を進めること、周辺の環境や景観への影響や地域でのトラブル防止等を条件とすること等の要望をしているが、動きはあるか。

（執行部答弁）

県市長会からの要望に関して、現在のところ動きはありません。

③メガソーラー建設予定地、また、もう建設されているところに隣接する住宅地の不動産の価格に与える影響は甚大ではないのか。

（執行部答弁）

その件に関わる情報を収集してまいります。

④本委員会における質疑や要望等も意見書として提出できるか。

（執行部答弁）

取りまとめて提出いたします。

⑤地質調査、特に、土砂の滑りについて検査していただくように、開発業者に申し込むべきだと思うがどうか。

（執行部答弁）

事業者に申し入れをしてまいります。

⑥現時点では、県の森林審議会も迫っており、市の林地開発に伴う意見書を出さざるを得ない状況と思われる。住民の不安を払拭するため業者において最大限の対策措置を講ずるよう県が指導する必要である旨の意見書を出していくことに関して、全く反対するものではない。請願の審議については、今定例会で結論を出すよりも今後の森林審議会の審議等、あるいは県の動向に関しての報告を受けながら慎重に審議を進めることとし、継続審議にしてはどうかと考える。

６．委員会の結び

請願について、慎重に審査するため継続審議としてはどうかとの申し出があったことから、本請願については、閉会中に開催予定の委員会において審査を行うということで、本日は継続審査としたいとの委員長の諮りに、異議なしで決定する。

市民文教委員会資料
平成28年1月14日提出

地区公民館のコミュニティセンター（仮称）化に向けた検討課題

1　各種計画におけるコミュニティセンター（仮称）化の表記

（1）　第1次飯塚市総合計画（平成19年9月策定）

P37　●コミュニティ組織づくりとまちづくり活動の推進

「少子高齢化によりひとつの自治会では対応できない課題を解決するとともに地域住民の知恵や工夫をまちづくりに活かすために一定の地域で協力して取り組むことができるようなコミュニティ組織づくりを図ります。また、その活動の内容を充実・発展させることができ、かつ市民が気軽に集える活動拠点の整備に努めます。」

（2）　飯塚市公共施設等のあり方に関する第一次実施計画（平成21年2月策定）

P32　【具体的な内容】

「地区公民館は、社会教育活動の普及啓発を行うのみでなく、市民と行政との協働のまちづくりの基盤となる地域コミュニティを構築するための重要な拠点施設であることから、地域住民や関係団体等と連携・協力し、福祉、防犯・防災、交通安全、環境整備やふれあい活動などの市民活動を積極的に支援できる体制を構築しながら、平成23年度には地区コミュニティセンターとして再整備する。なお、二瀬公民館、幸袋公民館、鎮西公民館及び鯰田公民館においては出張所を併設しているが、効率化を図る観点から、出張所の機能を継続した中で事務を行うこととする。」

2　地区公民館のコミュニティセンター（仮称）化に向けた検討課題

（1）　まちづくり協議会が抱えている現状の課題及び今後想定される課題を解決していく必要があります。

（例：　買物弱者対策　等）

（2）　（1）の課題解決に際し、現在の「地区公民館」は社会教育法に基づいて設置された施設であるため、まちづくり協議会が地区公民館を利用する際は、社会教育法に則って行う必要があるといった、一定の制約があります。

（3）　そこで、地区公民館をコミュニティセンター（仮称）化し、その運営方法については、まちづくり協議会の現状を踏まえ、最適な方法を検討することとします。

（4）　コミュニティセンター（仮称）は「社会教育」に加え、「まちづくり」及び「地域福祉」を行う複合施設として位置づける方向で検討することとします。したがって、社会教育事業は、コミュニティセンター（仮称）化した後も、現行と同様の事業を継続する方向で検討することとします。

（5）　コミュニティセンター（仮称）化について、各まちづくり協議会の代表者の方々と意見交換を行う予定です。

３　地区公民館とコミュニティセンターの比較（他自治体の状況）

他自治体では、コミュニティセンターの運営について、下記のように整理をしています。

（１）　地区公民館が社会教育施設であることに対し、コミュニティセンター（仮称）は「社会教育」に加え、「まちづくり」及び「地域福祉」を行う複合施設として位置づけています。したがって、社会教育事業はコミュニティセンター化した後も、現行と同様の事業を行われています。

（２）　地区公民館は自治体の直営ですが、コミュニティセンターは「市直営」「業務委託」「指定管理」と、自治体によって異なる運営をされています。

（３）　設置根拠として新しい条例（例：コミュニティセンター条例　等）を策定されています。

（４）　コミュニティセンターでは、営利を目的とした事業（収益事業）を行うことが出来るようになっています。

表　「地区公民館とコミュニティセンターとの比較表」

項目	地区公民館	コミュニティセンター
施設の性質	社会教育施設	社会教育・まちづくり・地域福祉を行う複合施設
運営形態	市直営	市直営、事務委託、指定管理のいずれか
設置根拠	社会教育法・公民館条例	コミュニティセンター条例
利用者	個人・団体ともに可	個人・団体ともに可
利用目的	営利目的は不可	営利目的は可

市民文教委員会資料
平成28年1月14日提出

コミュニティセンターを設置している先進地一覧

平成27年12月1日現在

	自治体名	宗像市	福津市	筑紫野市	筑後市	大川市	うきは市
概要 自治体	人口	96,662	60,064	102,430	49,116	35,741	30,962
	世帯数	40,882	24,831	42,893	18,509	13,424	10,905
	自治会数	143	96	82	76	50	158
コミュニティ組織概要	名称	コミュニティ運営協議会（原則小学校区）	郷づくり推進協議会（概ね小学校区）	コミュニティ運営協議会（小学校区）	校区コミュニティ協議会（小学校区）	地区コミュニティ協議会	地区自治協議会
	設置数	12地区	8ヶ所（7校区のうち、1校区のみ2ヶ所）	7地域（うち2地域設立）	9校区	–	11地区（9小学校区＋2地区）
	人的支援	各地区コミュニティに担当職員を1名配置し、週1回の常駐勤務や会議等への出席、アドバイスや専門知識の提供を行っている。 また、必要に応じて市職員を派遣している。	部長級、課長級及び管理職手当を受ける主幹級の職員4～5名をアドバイザーとして配置。	市職員（週3日勤務の再任用職員）を1名ずつ配置し、事務局の支援を行っている。 現在は協議会を設立した2地域のみ支援。	市役所部課長を各2～3名アドバイザーとして配置。	市職員の配置は特にしていない。	地域コミュニティ支援本部を設置（公室長が本部長、各管理職が本部員）、コミュニティ支援係が各地区自治協議会を支援。
拠点施設概要	拠点施設の取得方法	新規建設または既存公共施設の活用、改築。	・私有地に拠点施設を整備済み（1ヶ所） ・市が土地を取得し、拠点施設を建設中（1ヶ所） ・小学校施設、地区公民館、市施設（コミュニティセンター、集会場等）の活用（7か所）	市の施設（コミュニティセンター）を、平成28年度までに各地域に整備予定。	公民館・市の施設（コミュニティセンター）を活用。	各地区にコミュニティセンターがあり、地域の拠点施設として位置づけている。	各地区公民館をそのまま、各地区コミュニティセンターとしている。
	施設運営	**【指定管理】** 各地区コミュニティセンターを指定管理により、コミュニティ運営協議会が運営。	**【市直営】** すべて市有施設であるため、協議会の事務運営に伴う光熱水費等の経費は市で負担。 協議会の拠点施設の維持管理にかかる手当を内容によって加算。	**【市直営】** コミュニティ組織の利用に際しては、使用料を全額減免。	**【市直営】** 公民館等については、市と行政区の契約により賃借料を支払う。 校区コミュニティ協議会の事務運営に伴う電気料等の運営経費については協議会運営補助で対応。	**【指定管理】** 各地区コミュニティ協議会を指定管理者制度により指定し、施設の管理運営がなされている。 市主催業務や町内会、公共的団体等が使用する場合は10割減免。その他5割減免等あり。 施設使用料については「大川市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例」等で規定している。	**【業務委託→指定管理】** 平成26年度までは各地区自治協議会と各コミュニティセンター貸館運営業務管理委託契約を締結し、市が電気料等の経常経費を支払っていたが、平成27年度より指定管理者制への移行を進めている。
	財政支援	施設の整備については市が負担。 その他は指定管理料によりコミュニティ運営協議会に委託。	事務運営に伴う光熱水費の経費は市で負担。 施設の維持管理にかかる手当を交付金に加算。	コミュニティセンターは市直営としている。	なし	指定管理者制度により運営。	なし
	人的支援	アドバイス、専門知識の提供として、市の職員を週1回常駐勤務させている。	・再任用職員を8ヶ所中1ヶ所で週3日（水木金）配置。 ・他の7ヶ所では協議会雇用の事務局員の人件費を交付。	以下の3業務の担当者として、原則として各施設に3名の嘱託職員を配置（館長1名、主事2名）。 ①施設管理（地域活動の支援を含む） ②市出張所 ③生涯学習の推進 ※各コミュニティ組織の支援も行っている。	協議会雇用の事務員に対する人件費補助の交付のみ。	指定管理者制度により運営。	協議会雇用の事務員に対する人件費補助の交付のみ。

市民文教委員会資料
平成28年1月14日提出

コミュニティセンターを設置している先進地一覧

平成27年12月1日現在

概要 自治体	自治体名	滋賀県近江八幡市	滋賀県東近江市	大阪府茨木市	兵庫県川西市	飯塚市
	人口	82,253	115,324	279,490	155,414	130,547
	世帯数	32,480	42,425	121,784	62,757	61,134
	自治会数	167	389	507	136	279
コミュニティ組織概要	名称	まちづくり協議会	まちづくり協議会	地域協議会	コミュニティ推進協議会	まちづくり協議会（地区公民館）
	設置数	11地区	14地区	32地区	13地区	12地区
	人的支援	月1回のまちづくり協議会事務主任会議及び不定期の会長会議により、情報提供や意見交換を行っている。	平成21年度までは、まちづくり推進課（まちづくり協働課の前身）及び各支所の職員が各地区を支援していたが、現在は地区担当を廃止し、適宜事務支援をしている。	再任用職員を専任職員として配置している（1人で4～5地区を担当）。地域会合やイベント、福祉まるごと相談、コミセン連絡便による情報提供を行っている。	再任用職員を地域担当職員として配置している。 コミュニティ組織の設立支援、地域別構想に基づく地域別計画の策定支援、地域別計画に沿った地域課題解決のサポートを行っている。	まちづくり協議会主催の事業、活動の際に、その都度職員に対してボランティアとして支援を依頼している。
拠点施設概要	拠点施設の取得方法	各地区公民館をそのまま、各地区コミュニティセンターとしている。	各地区公民館をそのまま、各地区コミュニティセンターとしている。	各地区公民館をそのまま、各地区コミュニティセンターとしている（現在32地区中、15センター設置）。	公民館とは別にコミュニティセンターが設置されており、その施設を活用。	市の施設である地区公民館を活用。
	施設運営	**【市直営→業務委託】** 平成26年度まではコミュニティセンターの事務室をまちづくり協議会の拠点として使用できるよう、行政財産の使用許可を行っていたが、平成27年度よりコミュニティセンターの運営をまちづくり協議会に委託している。	**【指定管理】** 各地区コミュニティセンターを指定管理により、まちづくり協議会が運営。	**【指定管理】** 各地区コミュニティセンターを指定管理により、地域協議会が運営。	**【（一部）指定管理】** コミュニティセンターが単独で設置されている3館及び老人憩いの家と併設されている1館を指定管理により、コミュニティ推進協議会が運営。 公民館とコミュニティセンターが併設されている8館は市直営。	**【市直営】**
	財政支援	コミュニティセンターは市直営としている。	指定管理料によりまちづくり協議会に委託。	指定管理料により地域協議会に委託。	（一部）指定管理料によりコミュニティ推進協議会に委託。	なし
	人的支援	従来の公民館長を「センター長」に、嘱託・臨時職員のうち1名を「センター職員」に変え、コミュニティセンターの事務局として維持管理や貸館等を行っている。	全まちづくり協議会で構成するまちづくり協議会連絡会の事務局をまちづくり協働課が担い、指定管理に伴う会計・労務・税務等の事務支援を行っている。	協議会雇用の事務員に対する人件費補助の交付のみ。	協議会雇用の事務員に対する人件費補助の交付のみ。	各地区公民館にまちづくり推進課専任または兼任の職員を配置している。

市民文教委員会資料
平成28年1月14日提出

幸袋小中一貫校建設工事等のスケジュールについて

今後のスケジュール

1、平成28年6月に新校舎が完成。
2、幸袋小学校・中学校は、夏休み期間中に新校舎に引越。2学期から新校舎の使用を開始。
3、新校舎完成後、既存校舎の解体やグラウンド造成工事などを平成30年3月まで行う。
4、目尾小学校は、平成29年3月に引越。
5、平成29年4月から新校舎で小中一貫校の開校。
6、平成30年3月に小中一貫校施設全体が完成。

今後の対応

1、新校舎完成後は、既存校舎の解体などの工事は事前に発注を行うことや、引越し作業が終われば直ぐに取り掛かれるようにするなど、この工事工程が少しでも早く終わるように行います。
2、児童生徒には、新校舎での合同授業や文化発表会の見学など、全員の一貫校としての取り組みを行っていきます。
3、1年間の開校の遅れから、閉校式や運動場への移動など学校行事に様々な影響が出てきますが、学校と密に協議、連携しながら諸問題の解決を図っていきます。

幸袋中学校区小中一貫校建築等スケジュール表(予定)

変更後

※網かけは工事期間を表します

項目＼年度		26年度			平成27年度												平成28年度												平成29年度											
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
変更後	建築等工事																																							
	開校時期																																							
	各学校の引越し等																																							

変更前は下の表です。

変更前	建築等工事																																							
	開校時期																																							
	各学校の引越し等																																							

グラウンド造成・整備工事
新校舎等建築工事
既存校舎解体工事
◎平成28年4月に小中一貫校開校
◎平成28年3月に幸袋小学校・中学校・目尾小学校引越